

福祉・保健

1. 健康づくり	150
2. 地域福祉	153
3. 介護保険	161
4. 高齢者福祉	166
5. 障害者福祉	178
6. 児童・母子福祉	196
7. 結婚支援	224
8. 生活保護	225
9. 生活困窮者自立支援	226
10. 保健衛生	227

▶ 鹿児島市食育推進キャラクター「でこん丸」



みんなの食育
鹿児島市食育推進サイト

福祉・保健

本市では、第五次鹿児島市総合計画において、「健やかに暮らせる安全で安心なまち〔すこやか安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和元年度は、健康づくりについては、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第三次かごしま市食育推進計画に基づき食育の総合的かつ計画的な推進を図る。

地域福祉については、第4期鹿児島市地域福祉計画に基づき、地域福祉ネットワークの一層の充実を図りつつ、福祉活動に携わる人材の確保を進め、見守り体制の充実・連携を図る。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを中心市街地で開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢化対策については、第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づくサービスを総合的、体系的に実施する。

高齢者福祉については、引き続き敬老パスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、家族・地域とのつながりを実感できる「すこやか長寿まつり」を実施するなど、高齢者の生きがいづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉対策として、紙おむつ等助成事業等を実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のほり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うとともに、要支援者等を対象に自立支援と介護予防を推進する。介護予防・日常生活支援総合事業を実施する。また、「地域包括ケアシステム」の中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営する。

子育て支援については、子育て家庭の負担を軽減するため、本年10月から幼児教育・保育の無償化を実施するほか、中学3年生までの子どもにかかる医療費について助成する。また、保育士・保育所支援センターの運営や学生等の保育所等への就労促進などの保育士確保対策に取り組むとともに、児童が安全に保育を受けることができる環境の整備を図る。また、児童クラブを10箇所増設するほか、仕事と生活を両立しやすい環境整備を推進するため、イクボス推進会議を開催する。

妊産婦及び乳幼児の健康対策としては、妊婦健康診査を公費負担で実施するほか、産後ケア事業、乳幼児のいる家庭への訪問、産婦健康診査や新生児聴覚検査に対する助成を行い、産後の支援の充実を図る。また、子育て世代包括支援センターを中心に、きめ細やかな支援を継続するほか、新たに不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育症に悩む夫婦等の支援を行う。

結婚支援については、企業対抗による運動会等の婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の充実を図るとともに、学生による挙式プロデュース、大学生や若手社員等を対象にしたライフデザインセミナーの開催など若者への意識啓発を行う。

障害者福祉については、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや24時間365日の緊急対応（相談・受入れ）を行う障害者地域生活支援拠点を運営するとともに、様々な分野において輝いている障害者等を表彰するチャレンジド大賞等を通じて、障害及び障害者に対する市民の理解を促進する。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛バス及び友愛タクシー券を交付する。

保健予防については、元気いきいき検診の休日検診会場等の増設や、保健所で実施しているHIV、肝炎ウイルス、HTLV-1の無料検査を継続するなどの体制整備を行うとともに、成人と高齢者・菌・心の健康、難病支援、食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導・健診等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。

また、感染症などの発生・まん延を防止するため、4種混合などの定期予防接種や接種履歴のない未成年者を対象にした麻しん風しん混合の予防接種を実施するとともに、乳幼児のロタウイルス予防接種費用や成人の風しん予防接種費用を助成する。

このほか、慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークを運用し、人工透析の新規患者の減少を図る。

1 健康づくり

(1) 健康増進計画推進事業（一部国庫補助事業 平成25年度から実施）

目的・概要 第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（平成25年度～令和4年度）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって、市民の健康づくりを推進する。

事業内容 ① 計画の推進
 ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営
 イ 推進検討委員会等の開催
 ② 計画の周知・広報
 ア 健康づくり月間での周知・広報

予算額 令和元年度 1,670千円

(2) 働く世代の健康づくり事業（国庫補助事業 平成27年度から実施）

目的・概要 事業所との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など健康づくり事業に取り組む。

予算額 令和元年度 504千円

(3) 食育推進事業（市単独事業 平成21年度から実施）

目的・概要 第三次かごしま市食育推進計画（令和元年度～3年度）に基づき、食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

事業内容 ① 食育推進委員会の開催
 ② 食育推進ネットワークの連携強化
 ③ 食育情報の発信
 ④ 食育推進支援員の派遣
 ⑤ 計画の周知・広報

予算額 令和元年度 2,540千円

(4) 食育フェスタ開催事業（市単独事業 平成27年度から実施）

目的 食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、市内大学等と連携して「食育フェスタ」を開催する。

内容 第5回かごしま食育フェスタの開催
 主催 鹿児島市（協力：市内大学、食育推進ネットワーク）

予算額 令和元年度 3,335千円

(5) 市民健康まつり（平成元年度から実施）

目的 市民健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診等の必要性について、市民の関心を喚起するとともに市民の認識を深める。

内 容 第36回市民健康まつりの開催
主 催 市民健康まつり実行委員会（鹿児島市医師会ほか9団体共催）
予 算 額 令和元年度 1,500千円

(6) 受動喫煙防止対策事業（一部国庫補助事業 平成30年度から実施）

目的・概要 健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き段階的に喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められたことから、周知・広報や指導、助言、勧告、命令など、保健所設置市として必要な対応を行う。

事業内容 ① 周知・広報
② 既存特定飲食提供施設に係る届出の受付など

予 算 額 令和元年度 12,166千円

(7) 保健師人材育成事業（一部国庫補助事業 令和元年度から拡充）

目的・概要 国が定める地域保健従事者現任教育推進事業に基づき、鹿児島市保健師人材育成ガイドラインの作成に係る検討会の設置や、新任期・中堅期・管理期など各期に応じた研修会を行い、保健師の資質向上を図る。

事業内容 ① 人材育成ガイドラインの作成
② 育成トレーナーによる新任保健師育成支援
③ 新任期・中堅期・管理期などの保健師研修会の実施

予 算 額 令和元年度 1,040千円

(8) プロスポーツチームとの協働による健康づくり事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目的・概要 幅広い世代の健康増進への意識を高めるため、プロスポーツチームとの協働による健康づくりイベントを開催する。

事業内容 ① 市民健康まつりとのイベント同時開催
② ウォーキング大会の実施

予 算 額 令和元年度 1,757千円

(9) 健康づくり応援事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目的・概要 かごしま市民すこやかプランの中間評価で課題となった運動分野を中心に、情報発信・きっかけづくりを行い、広く市民の健康づくりを支援する。

事業内容 ① 公園などに設置された健康遊具等に係る情報発信
② 保健センター等への健康づくりに係る貸し出し物品などの配置

予 算 額 令和元年度 1,242千円

(10) かごしま温泉健康プラザ

本施設は、温泉を活用した水中運動用プールや歩行浴、全身・部分浴などの各種浴槽設備を備えており、市民が季節を問わず、水中運動効果や温浴効果により自主的な健康づくりを図ることを目的に設置した。

業務開始	平成11年4月
所在地	永吉二丁目21番6号
総事業費	約20億円
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建ての4階（1・2階は西部保健センター）
敷地面積	2,259.84㎡（西部保健センターを含む）
延床面積	4,092.52㎡（　　　　　　　　　）
開館時間	午前9時～午後8時
休館日	毎週火曜日（休日のときは、その日後最も近い休日でない日）
使用料	大人300円、小人（小・中学生）150円
施設内容	水中運動用プール（17m×6m）、歩行浴、全身・部分浴、気泡浴、 圧注浴、寝湯、ミストサウナ、冷水浴、ボディシャワー、うたせ湯、 かぶり湯の12種類の浴槽施設のほか、ストレッチルーム、リラク্স ルーム（休憩室）

(11) さくらじま白浜温泉センター

本施設は、一般浴場、家族風呂、高齢者や身体障害者等を対象にした福祉浴場を備えており、健康づくりに温泉を活用することで市民の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的に設置した。

業務開始	平成5年5月
所在地	桜島白浜町1269番地
総事業費	454,953千円
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
敷地面積	3,395.00㎡
延床面積	1,347.54㎡
開館時間	午前10時～午後9時
休館日	毎月10日（土・日・休日のときはその日後最も近い土・日・休日でない日）
使用料	大人 390円、小人（小学生）150円 ※毎月26日（白浜温泉の日）は、大人・小人とも一律100円 家族風呂1時間1,100円（30分超過ごとに550円加算）
施設内容	一般浴場（大浴槽、サウナ、水風呂、気泡湯（低周波）、寝湯、露天風呂）、家族風呂、福祉浴場、一般休憩室、福祉休憩室

2 地域福祉

(1) 地域福祉館

目 的 市民の交流や福祉活動及び地域福祉ネットワークの拠点として、また、地域で活動する団体への活動支援を行う施設として、地域福祉館の管理運営を行う。

施設内容 和室・洋室・児童ルームなど

管理運営 鹿児島市社会福祉協議会

令和元年度委託料予算額 432,638千円

施設名	区 分	施 設			平成30年度年間 延 利 用 人 員
		開 所	敷 地	建 物	
1 真砂福祉館		昭和48.4.1 (平成3.4.1移転新築)	m ² 465	m ² 514	人 27,818
2 玉里福祉館		昭和48.12.1 (平成3.4.1改築)	874	508	15,698
3 甲東福祉館		昭和49.4.1 (平成9.9.9移転新築)	723	557	20,426
4 上町福祉館		昭和50.4.1	保育所の2階	216	6,760
5 西紫原福祉館		昭和51.4.1	〃	257	8,331
6 城西福祉館		昭和52.4.1 (平成27.3.26改築)	1,855	624	44,133
7 武福祉館		昭和54.4.1	保育所の2階	186	7,629
8 東谷山福祉館		昭和55.4.1 (平成9.11.18移転新築)	1,021	560	28,197
9 松原福祉館		昭和55.4.1	保育所の2階	160	3,493
10 鴨池福祉館		昭和57.9.1	471	507	21,046
11 宇宿福祉館		昭和58.4.1	638	502	19,435
12 西伊敷福祉館		昭和58.4.1	366	389	37,817
13 坂之上福祉館		昭和59.4.1	760	456	20,037
14 甲南福祉館		昭和59.4.1	310	497	18,116
15 武岡福祉館		昭和60.4.1	731	496	22,673
16 玉里団地福祉館		昭和60.4.1	1,022	454	22,497
17 柳町福祉館		昭和60.10.1	551	551	12,046
18 川上福祉館		昭和61.2.1	927	482	16,816

区分 施設名		施設			平成30年度年間 延利用人員
		開所	敷地	建物	
19	吉野東福祉館	昭和61.4.1	m ² 921	m ² 491	人 18,013
20	平川福祉館	昭和61.9.1	702	286	6,797
21	明和福祉館	昭和62.4.1	750	491	23,819
22	紫原福祉館	昭和62.4.1	市営住宅 集会室の2階	330	20,257
23	八幡福祉館	昭和62.4.1	248	376	15,704
24	西谷山福祉館	昭和62.4.1	683	501	18,197
25	桜ヶ丘福祉館	昭和63.2.20	658	493	32,408
26	田上台福祉館	昭和63.3.25	632	472	17,002
27	谷山北福祉館	平成元.4.1	967	496	23,537
28	吉野福祉館	平成元.9.12	795	507	26,243
29	西陵福祉館	平成元.9.12	801	516	22,195
30	唐湊福祉館	平成2.4.1	1,123	525	8,456
31	星ヶ峯福祉館	平成2.4.1	758	502	24,682
32	坂元福祉館	平成3.4.1	773	515	16,104
33	たてばば福祉館	平成4.4.1	732	511	22,171
34	皇徳寺福祉館	平成4.4.1	949	516	19,004
35	谷山福祉館	平成4.4.1	1,058	515	26,981
36	田上福祉館	平成5.4.1	870	515	19,523
37	花野福祉館	平成5.10.13	622	534	16,783
38	福平福祉館	平成6.4.1	970	537	17,583
39	伊敷台福祉館	平成8.12.14	1,001	557	28,348
40	宇宿中間福祉館	平成16.4.1	827	600	26,878
41	和田福祉館	平成16.11.9	781	599	23,634

(2) 地域福祉館緑のカーテン設置事業（市単独事業 平成20年度から実施）

目 的 地域福祉館において、「緑のカーテン」を設置することにより、市民の環境対策への意識向上を図り、緑の街並みづくりを推進する。

予 算 額 令和元年度 136千円

(3) 小松原市民館・小野市民館緑のカーテン設置事業

（市単独事業 平成22年度から実施）

目 的 市民館において「緑のカーテン」を設置することにより、市民の環境対策への意識向上を図り、緑の街並みづくりを推進する。

予 算 額 令和元年度 20千円

(4) 民生委員・児童委員

委員定数 1,060人（平成31. 4. 1 現在）

活動費 年額 会 長 （50人）191,000円

副 会 長 （50人）161,000円

一般委員 （860人）155,000円

主任児童委員（100人）155,000円

内容別相談・支援状況

（単位：件）

区 分	在 宅 介 護	健康・保 険	健康・保 険	子育て・母子保 健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年 金 保 険	仕 事 関 係	家 族 住 居 環 境	生 活 日 常 的 な 支 援	その他	合 計		
平成30年度累計	5,151	1,775	4,549	2,469	5,867	3,827	759	299	301	1,471	718	2,504	14,003	12,317	56,010
1人当たり1月平均	0.40	0.14	0.36	0.19	0.46	0.30	0.06	0.02	0.02	0.12	0.06	0.20	1.10	0.97	4.40

分野別相談・支援状況

（単位：件）

区 分	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	そ の 他	合 計	
平成30年度累計		31,435	2,753	13,221	8,601	56,010
1人当たり1月平均		2.47	0.22	1.04	0.68	4.40

その他の活動状況

（単位：件）

（単位：回，日）

区 分	調 査 実 態 把 握	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	民 児 協 運 営 ・ 修 研	証 明 事 務	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	訪 問 回 数		連 絡 調 整 回 数		活 動 日 数
							訪 問 ・ 連 絡 活 動	そ の 他	委 員 相 互	そ の 他 の 関 係 機 関	
平成30年度累計	30,220	34,824	67,424	36,732	5,933	214	134,303	80,555	97,317	48,169	189,655
1人当たり1月平均	2.38	2.74	5.30	2.89	0.47	0.02	10.56	6.33	7.65	3.79	14.91

(5) 民生委員児童委員見守り活動支援事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 支援が必要な地域住民の早期発見、把握のため、地域での見守り活動の周知広報や見守り活動協力事業者の拡大を図るなど、民生委員・児童委員の見守り活動を支援する。

予 算 額 令和元年度 110千円

(6) **地域福祉推進事業**（市単独事業 平成16年度から実施 平成20年度拡充）

目 的 地域でお互いに支えあい、助けあう仕組みを整え、安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりを進める。

内 容 ① 地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進

地域福祉館等（41福祉館＋市社協支部）を拠点に、地域福祉支援員が地域の実情把握や問題点の分析及び検証を行いながら、地域福祉活動への助言などの支援を行い、地域福祉ネットワークの推進に取り組む。

② 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画地区福祉推進会議

地域福祉計画の推進にあたり、計画の進行状況の確認及び推進のための方策の検討、地域福祉の推進に必要な事項を全市的なレベルで審議・提言を行う地域福祉計画推進委員会と本庁・支所単位で、住民全体の取り組みや住民と行政との協働による地域福祉推進について協議し、各地区の特性を踏まえた地域福祉活動を推進するための方策を検討する地区福祉推進会議を設置・開催する。

③ 小地域ネットワーク支えあい補助金（平成21年度から実施）

校区社協が実施する小地域ネットワークの会議や自主研修会、福祉マップ作成等に補助金を助成することで、小地域ネットワーク活動の活性化や地域福祉活動団体の連携強化、情報の共有化を図る。

補助額：対象経費×2／3（限度額50千円）

④ 第4期鹿児島市地域福祉計画の推進

住民相互の協力により、地域でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるための指針として、第4期鹿児島市地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）を推進する。

予 算 額 令和元年度 35,303千円

(7) **わくわく福祉交流フェア**（平成24年度から実施）

目 的 市民に福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に中心市街地で開催する。

事業主体 鹿児島市及び鹿児島市社会福祉協議会

内 容 バザーや模擬店、福祉施設製作品展示即売、ステージイベント ほか

予 算 額 令和元年度 5,676千円

(8) **地域振興基金の設置**（平成2年度から積立）

目 的 高齢者等に対する福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図る。

基金総額 635,243千円

令和元年度事業 基金運用から生ずる収益をすこやか長寿まつり開催事業、わくわく福祉交流フェア等の事業用の財源の一部として充当

(9) 社会福祉協議会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各事業に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

内 容 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し、補助を行う。

- ① 法人運営事業
- ② 地域福祉活動推進事業
- ③ ボランティア活動振興事業
- ④ 福祉コミュニティセンター運営事業

予 算 額 令和元年度 202,097千円

(10) 社会事業協会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会事業協会の本部事務局運営経費に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

内 容 社会事業協会の本部事務局の運営経費に対し、補助を行う。

予 算 額 令和元年度 25,176千円

(11) 各種団体等への助成（市単独事業）

目 的 民間篤志家等で結成されている各種団体に対し、補助金を交付し、その活動を活性化することにより、市民の福祉の増進を図る。

内 容 鹿児島保護区保護司会への助成 等

(12) 市民奉仕活動賠償傷害保険（市単独事業 昭和59年度から実施）

市内の奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により、行事参加者等に損害を与え法律上の責任を負う場合や、奉仕活動中に思わぬ事故で負傷し、または死亡した場合にこの保険で補償する。

令和元年度加入団体 1,582団体 補償対象者 257,048人

保険料全額市負担

(13) 中国残留邦人等支援事業（平成20年度から生活支援等に拡大して実施）

目 的 永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、必要な支援を行う。

- 内 容
- ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
 - ② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
 - ③ 高齢者間の交流による日常会話講座の実施 22回以上予定（国の補助事業）
 - ④ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
 - ⑤ 一日レクリエーションの実施（国の補助事業）

平成30年度実績 高千穂牧場 ほか

⑥ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業 昭和49年度から実施）

予 算 額 令和元年度 82,178千円

(14) ホームレス巡回相談指導事業（国の制度 平成20年度から実施）

目 的 ホームレスの方々に対し、巡回相談を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康相談の受診等について指導を行う。

予 算 額 令和元年度 1,249千円

(15) 隣保館

目 的 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

予 算 額 令和元年度 29,164千円

① 小松原市民館 開設 昭和54年4月

所 在 地	小松原一丁目48-6
面 積	敷地477.39㎡ 建物 延592.56㎡
構 造	鉄筋コンクリート3階建
施 設 内 容	調理室、図書室、会議・研修室、教養娯楽室、相談室、多目的利用室、事務室
利 用 状 況	(平成30年度) 11,425人

② 小野市民館 開設 昭和58年4月

所 在 地	小野三丁目13-7
面 積	敷地661.88㎡ 建物 延408㎡
構 造	鉄筋コンクリート2階建
施 設 内 容	調理室、図書室、学習室、教養娯楽室、会議室、相談室、事務室
利 用 状 況	(平成30年度) 10,931人

(16) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(国・県制度 昭和57年7月10日適用)

災害救助法等の適用された自然災害により、市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた市民には、災害障害見舞金を支給する。

また、被災家庭の災害復旧に資するため世帯主に対して災害援護資金の貸付を行っている。

支給額及び貸付限度額

① 災 害 弔 慰 金	主たる生計維持者の死亡	500万円以内
	その他死亡	250万円以内
	実 績 平成30年度	500万円

② 災害障害見舞金 主たる生計維持者の障害者 250万円以内
 その他障害者 125万円以内
 実績 平成30年度 該当なし

③ 災害援護資金貸付 1世帯当たりの貸付限度額150万円から350万円
 （被害の種類及び程度により異なる）
 償還期間 10年間（うち据置期間3年）
 実績 平成30年度 該当なし

(17) 被災者生活再建支援制度（国・県制度 平成10年5月適用）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

実績 平成30年度 該当なし

(18) 小災害救助（市単独事業 昭和40年9月から実施）

目的 災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害その他の小災害によるり災者に対し、応急的に必要な救助を行い、援護を図る。

基準 死亡者に対する弔慰金 100,000円
 傷 害 者（1カ月以上） 30,000円
 物資支給 毛布又はタオルケット1人1枚（社協と日赤から毛布、タオルケット他）

見舞金(全焼・全壊) 1世帯30,000円 1人増すごとに15,000円加算
 (半焼・半壊) 1世帯15,000円 1人増すごとに 8,000円加算
 (床上浸水等) 1世帯10,000円 1人増すごとに 5,000円加算

実績 平成30年度 22世帯32人（内死亡者4人）
 弔慰金・見舞金 1,091千円 毛布等25枚

予算額 令和元年度 1,491千円

(19) 床上浸水被災者支援事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目的 度重なる床上浸水の被害を受けた世帯で、自立して生活の再建をすることが困難な者に対し、生活の早期再建のため、床上浸水被災者支援補助金を交付する。

対象 次のいずれにも該当すること

- ① 連続する2カ年度内に2回以上の床上浸水の被災世帯
- ② 世帯全員の市民税が非課税であり、次のいずれかに該当する世帯
 - ア 世帯主が高齢者又は高齢者を扶養している世帯
 - イ 世帯主が障害者又は障害者を扶養している世帯
 - ウ 母子家庭等及び寡婦である世帯

- 基準 ① 補助額
- ア 畳を板張りにする世帯 限度額 100千円
 - イ 畳替えをする世帯 限度額 50千円
 - ウ 補助率 1/2
- ② 補助回数
- ア 板張りに要する費用は、1回限り
 - イ 畳替えに要する費用は、年度内に1回限り

実績 平成30年度 該当なし

予算額 令和元年度 150千円

(20) 災害時食糧等物資備蓄事業 (市単独事業 平成24年度から実施)

目的 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

備蓄物資 アルファ米、保存用パン、毛布、紙おむつ等

予算額 令和元年度 13,750千円

(21) 全国市長会防災・減災費用保険料 (市単独事業 平成30年度から実施)

目的 災害救助法の適用に至らない災害時に実際に支出した費用の一部を補てんする「防災・減災費用保険」制度に加入する。

保険内容 避難所の設置 食品・飲料水・生活必需品の供給、職員の人件費など

予算額 令和元年度 3,816千円

(22) 市内に設置されている社会福祉施設 (市立を除く)

ア 県立 (平成31. 4. 1 現在)

施設別	名称	定員	設立年月日	電話
視聴覚障害者情報提供施設	視聴覚障害者情報センター	-	昭和29. 7. 1	220-5896

イ 社会福祉法人・その他 (平成31. 4. 1 現在)

施設の種別	総数	経営主体	職員数	定員
保育所	107	社会福祉法人等	2,930人	9,619人
児童養護施設	5	社会福祉法人	101	295
母子生活支援施設	4	社会福祉法人	56	80世帯
乳児院	2	社会福祉法人	56	45人
助産施設	2	公益社団法人等	53	29
障害児入所施設	4	社会福祉法人	413	238
児童発達支援センター	12	社会福祉法人等	-	-
障害者支援施設	18	社会福祉法人	558	689
養護老人ホーム	1	社会福祉法人	14	70
特別養護老人ホーム	52	社会福祉法人等	2,032	2,697
軽費老人ホーム	15	社会福祉法人等	124	508

施設の種類	総数	経営主体	職員数	定員
婦人保護施設	1	社会福祉法人	13	30
母子福祉センター	1	社会福祉法人	3	-
児童心理治療施設	1	社会福祉法人	35	50

(23) 社会福祉施設等（施設整備費）補助事業（国の事業 平成8年度から実施）

目的 社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する場合に、施設整備費の一部を補助する。

国の補助事業 補助額 国庫交付金・補助金基準額

負担割合 国庫交付金・補助金基準額に4分の3を乗じて得た額
（国）の3分の2相当額又は定額

負担割合 国庫交付金・補助金基準額に4分の3を乗じて得た額
（市）の3分の1相当額

予算額 令和元年度 660,000千円

(24) 社会福祉法人等の指導監査

目的 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を図るため、関係法令、通知による指導事項について監査等を行うとともに、必要な助言、指導を行う。

令和元年度指導監査対象数 社会福祉法人 121
社会福祉施設 554
介護保険施設等 1,180
障害福祉サービス事業等 993
有料老人ホーム 190

3 介護保険

(1) 介護保険制度（国の制度 平成12年4月から実施）

目的 介護保険は、自己責任の原則と社会的連帯の精神のもと、介護を要する状態になっても、できる限り自立した生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する制度である。

対象者 ① 第1号被保険者…65歳以上の者

② 第2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

保険給付の内容

① 居宅（介護予防）サービス等

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入

費の支給, (介護予防)住宅改修費の支給, 介護予防支援, 居宅介護支援

② 施設サービス

介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院

③ 地域密着型(介護予防)サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護, 地域密着型通所介護, (介護予防)認知症対応型通所介護, (介護予防)小規模多機能型居宅介護, (介護予防)認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 看護小規模多機能型居宅介護

④ サービス費の支給

高額介護(予防)サービス費, 高額医療合算介護(予防)サービス費, 特定入所者介護(予防)サービス費

保 険 料 ① 第1号被保険者

所得段階	対 象 者	令和元年度保険料(年額)	
第1段階	本人が生活保護受給者, 中国残留邦人等支援給付受給者の人 世帯全員が市町村民税非課税で, 老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人	基準額×0.376	28,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で, 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以下で, 第1段階対象者以外の人	基準額×0.625	46,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で, 第1段階及び第2段階の対象者以外の人	基準額×0.725	54,400円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが, 本人は市町村民税非課税で, 課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人	基準額×0.9	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが, 本人は市町村民税非課税で, 第4段階対象者以外の人	基準額	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.25	93,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.58	118,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	138,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	149,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	157,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.2	164,800円

合計所得金額については、地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。

② 第2号被保険者

加入している医療保険ごとに定められた算定方法による。

地域支援事業

要支援者等を対象に、自立支援と介護予防を推進する、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、地域の高齢者に対する総合相談支援・権利擁護等を行う包括的支援事業、さらには地域の実情に応じた必要な支援等を行う任意事業を実施する。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業の種類	事業の内容	令和元年度予算額	所管課
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス他）	要支援者等を対象に多様なニーズに対応した多様なサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。	1,719,534(千円)	長寿あんしん課 保健予防課
介護予防把握事業	アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに介護予防活動への参加を促進する。	11,068(千円)	長寿あんしん課
シニア世代のヘルスプロモーション事業	生活習慣病予防や介護予防のための健康教育や個別の相談を実施する。	10,504(千円)	保健予防課
高齢者のしおり作成事業	介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。（隔年作成）	2,208(千円)	長寿支援課
お達者クラブ運営支援事業	高齢者を対象に、体操や創作活動を通して心身機能の維持、回復をはかる。また、高齢者の介護予防と共助の心が育つ地域づくりを推進する。	23,900(千円)	保健予防課
健康づくり推進員支援事業	お達者クラブの運営を行うボランティアの健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。	3,126(千円)	保健予防課
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員の実施する高齢者料理教室を支援することにより、対象者が低栄養状態に陥ることの予防と栄養状態の改善を図る。	1,698(千円)	保健予防課
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	地域において、声かけ活動等を行うボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、地域で支えあう地域福祉を推進する。	1,047(千円)	長寿支援課
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。	7,136(千円)	長寿あんしん課
地域で介護予防を展開するための連携推進事業	地域で介護予防の取組が推進できるよう、よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）の拡大に向けた普及啓発、継続のための支援、介護予防に資する地域組織活動の育成及び支援等を行う。	5,810(千円)	保健予防課
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職が、よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）等における集団及び個別指導を実施する等、介護予防の取組を総合的に支援する。	9,656(千円)	保健予防課

事業の種類	事業の内容	令和元年度予算額	所管課
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業	高齢期の疫病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。	426(千円)	保健予防課
(イ) 包括的支援事業			
事業の種類	事業の内容	令和元年度予算額	所管課
地域包括支援センター運営事業	高齢者の介護予防及び自立支援のため、地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職が総合相談支援等の業務を行う。	623,891(千円)	長寿あんしん課
認知症オレンジプラン推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づく各種取組を実施する。	12,456(千円)	長寿あんしん課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。	21,923(千円)	長寿あんしん課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	5,442(千円)	長寿あんしん課
在宅医療と介護の連携推進事業	地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会を開催し、本市における在宅での医療と介護の連携を推進する。	11,408(千円)	長寿あんしん課
介護サービス事業所活用支援事業	高齢者を取り巻く地域課題の解決を支援するため、介護サービス事業所内のスペースの空き状況等を調査し、地域に情報提供する。	612(千円)	長寿あんしん課
(ウ) 任意事業			
事業の種類	事業の内容	令和元年度予算額	所管課
介護給付適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、①ケアプランチェック、②給付実績の通知、③講演会の開催等を行う。	8,616(千円)	介護保険課
家族介護講習会等開催事業	介護を行っている者を対象に、家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。	1,651(千円)	長寿支援課
家族介護慰労金支給事業	家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。	1,200(千円)	長寿支援課
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用し、家族が安心して介護できる環境を整備する。	30(千円)	長寿支援課
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成、制度の広報・普及活動等を行う。	9,975(千円)	長寿支援課
住宅改修支援事業	住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。	600(千円)	介護保険課
住宅改修指導事業	高齢者の住宅改修を行う際、リフォームヘルパーを派遣して相談に応じる。	20(千円)	長寿支援課
高齢者住宅生活援助員派遣事業	市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。	6,773(千円)	長寿支援課

事業の種類	事業の内容	令和元年度予算額	所管課
介護相談員派遣事業	介護相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満、不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。	4,277(千円)	介護保険課
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。	2,877(千円)	長寿あんしん課

予 算 額 令和元年度 51,394,400千円（特別会計）

(2) 低所得者対策

① 訪問介護等利用者負担助成事業

- ・ 障害者利用者支援措置（県の補助事業 平成12年4月から実施）
障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。
- ・ 訪問介護等利用者負担助成（市単独事業 平成13年4月から実施）
国の経過措置対象者として認定されていた者、市の経過措置対象者として認定されていた者及び65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を助成する。

予 算 額 令和元年度 4,541千円

② 低所得者利用者負担助成事業

- ・ 社会福祉法人等による軽減に対する補助
(県の補助事業 平成12年4月から実施)
社会福祉法人等が市の認定した低所得者に対して訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業の利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下である者等、一定の要件を満たす生活が困難である者

- ・ 訪問サービス等利用者負担助成（市単独事業 平成15年7月から実施）
市の認定した低所得者が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス（以上、介護予防を含む。）を利用した場合、利用者負担額を助成する。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下である者等、一定の要件を満たす生活が困難である者（生活保護受給者を除く）

- ・ 中山間地域等における利用者負担額軽減に対する補助
(県の補助事業 平成21年4月から実施)

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税者（生活保護受給者を除く）

予 算 額 令和元年度 6,591千円

③ 介護保険料低所得者対策事業（市単独事業 平成15年4月から実施）

事業内容 生計困難者に対し、申請により介護保険料を第1段階相当額に減額する。

対 象 者 介護保険料の所得段階が第2段階から第5段階に該当する者で生活保護基準以下の者

(3) 鹿児島市介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、平成30年2月に平成30年度から令和2年度までの第7期計画を策定した。また、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

4 高齢者福祉

(1) 敬老パス交付事業（市単独事業 昭和42年9月から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくよう、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の3分の1（10円未満切り捨て）の自己負担で利用できる敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

交付実績 平成30年度 97,536人

予 算 額 令和元年度 414,011千円

(2) 敬老祝事業（市単独事業 平成29年度に見直し）

目 的 永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

敬老祝金対象者 9月30日現在において満88歳であって、9月1日現在において本市に居住し、住民登録を有する者。

満100歳の誕生日に本市に居住し、1年以上住民登録を有する者。

長寿者祝金対象者 9月1日現在において、本市に居住し、1年以上住民登録

を有する者で、満100歳を超える男性及び女性それぞれの最高齢者。

支給状況 平成30年度 88歳 2,872人 100歳及び男女最高齢者 209人

支給額 88歳 20千円 100歳 50千円
男女最高齢者 100千円

予算額 令和元年度 72,275千円

(3) 高齢者福祉バス運行事業（市単独事業 昭和60年8月から実施）

目的 高齢者の教養の向上及び健康増進のため高齢者福祉バスを運行する。

対象者 単位老人クラブ及び60歳以上の高齢者20人以上（定員45人の場合）または10人以上（定員27人または24人の場合）を含む団体
（定員45人：1台 定員27人：1台 定員24人：1台）

利用料 無料

実績 平成30年度 運行回数 783回 利用人員 16,907人

予算額 令和元年度 26,783千円

(4) 愛のふれあい会食事業（市単独事業 平成3年度から実施）

目的 高齢者とボランティアとの会食を通じ、孤独感の解消、生きがいづくりの促進を図る。

対象者 65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者等

実績 平成30年度 383団体 126,541食

利用料 1食200円

予算額 令和元年度 60,468千円

(5) すこやか長寿まつり開催事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目的 家族や地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントとして、すこやか長寿まつりを開催する。

実施事業 ○ねんりんステージ（高齢者の歌、舞踊の発表会や、著名人を招いた催しを開催。各種目最高齢者参加者の表彰）

○高齢者作品展 ○ゲートボール大会

○グラウンド・ゴルフ大会 ○ソフトテニス大会

○ウォークラリー大会

予算額 令和元年度 11,436千円

(6) 福祉読本作成事業（市単独事業 昭和63年度から実施）

目的 21世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者のおかれた状況・課題等について正しい理解と認識を深めてもらう。

作成部数 平成30年度 小学校高学年用 6,400部

予算額 令和元年度 734千円

(7) 老人クラブ補助金交付事業（国の補助事業 昭和37年度から実施）

目的 老人クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対し、助成を行う。

結成状況 平成30年度 324の老人クラブ（会員 17,391人）

運営補助 1クラブあたり年額（会員数別）
 50人未満のクラブ 56,400円
 50人から99人のクラブ 66,000円
 100人以上のクラブ 78,000円

予算額 令和元年度 20,831千円（単位老人クラブ運営補助）
 8,130千円（市老人クラブ連合会補助）

(8) 高齢者健康づくり・生きがいがづくり活動支援事業（市単独事業 老人クラブ補助金交付事業から分離し平成18年度から新規として実施）

目的 高齢者の健康づくり活動及び生きがいがづくり活動をしている老人クラブ等に対し、助成を行う。

対象者 ・老人クラブ（会員20人以上または会員の1/2以上の参加）
 ・構成員の2/3以上が60歳以上の団体で60歳以上の者が20人以上参加する場合

助成額 1活動につき30,000円以内（交付対象活動は1年に1活動を限度）

実績 平成30年度 15団体

予算額 令和元年度 330千円

(9) 高齢者ゲートボール場等管理事業（市単独事業 平成15年度に3事業統合）

目的 高齢者の健康保持と仲間づくり、地域社会での連帯意識の高揚を図るために設置しているゲートボール場、レジャー農園、グラウンド・ゴルフ場を管理する。

設置基準 ・設置場所は地理的・地形的に安全な土地であること。
 ・5年以上無償で使用できること。
 ・ゲートボール場おおむね374㎡以上、グラウンド・ゴルフ場おおむね2,400㎡以上、レジャー農園おおむね165㎡以上。

設置場所 ・ゲートボール場
 市有地7カ所、民有地20カ所、計27カ所
 ・グラウンド・ゴルフ場
 国有地1カ所、市有地1カ所、民有地7カ所、計9カ所
 ・レジャー農園
 市有地7カ所、民有地5カ所、計12カ所

予算額 令和元年度 2,290千円

(10) すこやか入浴事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいづくりの促進のため、鹿児島市域の公衆浴場等を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

利用回数 1人年30回以内

利用実績 571,242回（延回数）

交付実績 平成30年度 104,556人

予 算 額 令和元年度 145,952千円

(11) 高齢者すこやか温泉講座開催事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに、入浴の機会を提供し、温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより、高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るとともに、高齢者同士のふれあい交流を図ることを目的とする。

実施回数 年間12回程度（予定）

予 算 額 2,769千円

(12) 地域ふれあい交流助成事業（市単独事業 平成10年度から実施）

目 的 高齢者の生きがいづくりを促進し、小中学生及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域における高齢者（65歳以上の方）と小中学生及び幼稚園等において園児との交流を深める事業を実施する団体（町内会、老人クラブ、あいご会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。

事業内容 最初に交付を受けた年度から3か年度までは1事業5万円を、4か年度以降は1事業3万円を限度額として補助。（同一事業は3回まで）

実 績 平成30年度 237事業

予 算 額 令和元年度 8,746千円

(13) 高齢者福祉センター等管理運営事業（市単独事業 平成7年度から実施）

目 的 高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援する高齢者福祉センター等のうち、高齢者福祉センターの管理を指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に、喜入老人憩の家の管理を株式会社南和産業に、すこやかランド石坂の里の管理を公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに行わせる。

名 称	開館時間	休館日
鹿児島市高齢者福祉センター与次郎	午前9時から午後5時	(1)月曜日 (2)祝日 (3)12月29日から翌年の1月3日まで
鹿児島市高齢者福祉センター谷山		
鹿児島市高齢者福祉センター吉野		
鹿児島市高齢者福祉センター桜島		
鹿児島市高齢者福祉センター郡山		
鹿児島市高齢者福祉センター伊敷		
鹿児島市喜入老人憩の家		
鹿児島市すこやかランド石坂の里		
鹿児島市高齢者福祉センター東桜島	午前10時から午後8時	

○使用料 無料（ただし浴室は1人1回につき100円）

○利用対象者 本市に居住する65歳以上の者。（ただし、東桜島は60歳以上の者）本市の老人クラブ等。
高齢者福祉センター東桜島、桜島、郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里は、市内の高齢者以外の団体の利用を認める。（浴室は除く）

所在地

- ・ 高齢者福祉センター与次郎
与次郎一丁目10番6号
- ・ 高齢者福祉センター吉野
吉野町3275番地3
- ・ 高齢者福祉センター郡山
郡山町176番地
- ・ 喜入老人憩の家
喜入中名町1000番地22
- ・ 高齢者福祉センター東桜島
東桜島町720番地
- ・ 高齢者福祉センター谷山
西谷山一丁目1番7号
- ・ 高齢者福祉センター桜島
桜島横山町1722番地17
- ・ 高齢者福祉センター伊敷
下伊敷一丁目10番3号
- ・ すこやかランド石坂の里
石谷町1317番地

予算額 令和元年度 325,771千円

(14) 元気高齢者活動支援事業（市単独事業 平成13年度から実施）

目的 高齢者の能力を生かし、積極的な社会参加と生きがいづくりを支援するため、専門的な知識や技術を取得した高齢者を「元気高齢者」として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。

登録者数 平成30年度 61人

実績 紹介件数 114件

予算額 令和元年度 591千円

(15) 高齢者の元気応援協賛店登録事業（市単独事業 平成30年度から実施）

目的 高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するとともに、高齢者を応援する社会の機運を高めるため、70歳以上の高齢者を対象に優待サー

ビスを行う民間のスポーツ施設等を、市が協賛店として登録し、支援する。

協賛店登録数 平成30年度 45店舗

予算額 令和元年度 669千円

(16) 高齢者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和47年度から実施）

目的 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用者等に対する電話による健康状態の確認や各種相談業務等を行い、高齢者の福祉の増進を図る。

相談員 2人

実績 平成30年度相談件数 24,516件

予算額 令和元年度 5,480千円

(17) 高齢者福祉電話設置事業（市単独事業 昭和51年1月から実施）

目的 ひとり暮らしの高齢者等に対し福祉電話を設置し、孤独感を和らげるとともに安否確認を行い、生命の安全を図る。

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、生命の安全の確保が懸念され、定期的な安否確認が必要な者 ※住民税非課税世帯であり、現に電話が設置されていない世帯

設置状況 平成30年度末 稼働台数 90台

予算額 令和元年度 2,204千円

(18) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

給付品目 ・手押し車 ・電磁調理器 ・吸引器

対象者 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等

(1) 手押し車は、下肢の不自由な者

(2) 電磁調理器は、初期の認知症などにより、防火等の配慮が必要な者

(3) 吸引器は、要介護3以上で必要と認められる者

費用負担 生計中心者の前年所得税額に応じた負担（無料～5割）

実績 平成30年度 手押し車 439台 電磁調理器 35台 吸引器 119台

予算額 令和元年度 8,627千円

(19) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業（市単独事業 昭和52年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者
寝具洗濯サービスの対象 掛け布団・敷布団・毛布

実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）

実績 平成30年度 延 518人

予算額 令和元年度 1,512千円

(20) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者
実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）
実績 平成30年度 延 1,318人
予算額 令和元年度 5,152千円

(21) 紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図る。

対象者 在宅又は病院で紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者で住民税非課税世帯の者（介護保険施設利用者、生活保護受給者は除く）

助成内容 <在宅>○要介護4・5の者
年額10万円相当の紙おむつ等支給
○その他の者
年額5万円相当の紙おむつ等支給

<入院> 月額4千円を限度とする現金助成

実績 平成30年度 決定者数10,951人（現物支給：7,831人、現金支給：3,120人）
予算額 令和元年度 378,140千円

(22) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目的 歯科診療が必要な寝たきりの高齢者等の歯科診療を推進するため、市歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な機材購入費及び運営費等に補助を行う。

実績 平成30年度 申込み件数333件 訪問回数702回
予算額 令和元年度 8,824千円

(23) 老人介護手当支給事業（市単独事業 昭和61年度から実施）

目的 在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

対象者 本市に1年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で6か月以上介護している者

① 寝たきり高齢者 65歳以上の者で、在宅において6か月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

② 重度認知症高齢者 65歳以上の者で、認知症状により在宅において

6か月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

①・②ともに本市に1年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間が31日を超えないこと。

資格認定日 毎年度8月1日及び2月1日

手当の額 1人年額 90,000円

45,000円（国の特別障害者手当又は経過的福祉手当の受給者）

実績 平成30年度 寝たきり高齢者等1,675人

国の手当受給者 136人

予算額 令和元年度 170,437千円

(24) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 ひとり暮らし高齢者等の世帯で、急病などの緊急時にボタンが押されたときや見守りセンサーが異常を感知したときに、警備員が駆けつける通報システムを設置する。

対象者 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯

② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居する1人が重度の要介護状態にある世帯

③ 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

実績 平成30年度末 稼動台数 1,388台

予算額 令和元年度 73,710千円

(25) 心をつなぐ訪問給食事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目的 ひとり暮らしの高齢者等に定期的な配食を提供し安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて、自立意欲を促進する。

対象者 定期的に安否確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とする者。（高齢者のみの世帯で、世帯全員が要支援以上の世帯などを含む）

配食回数 要支援2以上 昼食 週6回以内

夕食 週6回（昼食を6回受ける者等）

要支援1以下 昼食 週3回以内

利用料 昼・夕食とも1食 400円（住民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給者は1食200円）

実績 平成30年度 利用者 2,229人 延 418,728食

予算額 令和元年度 259,818千円

(26) 老人性白内障等特殊眼鏡等助成事業（市単独事業 平成4年度から実施）

目 的 老人性白内障等により開眼手術を受けた高齢者のうち、人工水晶体の埋め込み手術が不可能な者に対し、これに代わる特殊眼鏡等を購入した場合、その費用の全部又は一部を助成し高齢者の福祉の向上を図る。

対 象 者 引き続き1年以上、市内に住所を有する65歳以上の者で、所得税非課税世帯に属する者

助成金額 特殊眼鏡 一対当たり実費相当額（限度額4万円）
コンタクトレンズ 一眼当たり実費相当額（限度額2万5千円）

実 績 平成30年度 0件

予 算 額 令和元年度 65千円

(27) 高齢者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 在宅の高齢者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

助成条件 ① 対 象 者 要介護認定で要支援以上と認定された者又はその同居者で、同居者全員の前年課税所得の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

② 対象工事 既存の居室、浴室、台所、廊下等の設備構造等が高齢者等に適応するように改造するための工事（※新築・増築は対象外）

③ 助 成 額 100万円と対象経費のいずれか低い金額に3分の2を乗じた額（限度額 66万6千円）

実 績 平成30年度 109件

予 算 額 令和元年度 53,003千円

(28) 成年後見制度利用促進事業（市単独事業 平成30年度から実施）

目 的 認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。

予 算 額 令和元年度 17,931千円

(29) 高齢者短期入所事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

対 象 者 本市に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けていない概ね65歳以上の者で、虐待を受け又は受けている疑いのある者で養護者と分離する必要がある者 等

利用期間 原則7日以内

費用負担 施設利用料、食費、その他実費

予 算 額 令和元年度 356千円

(30) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業（市単独事業 平成20年度から実施）

目 的 地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。

- 事業内容 ① 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営
 ② 高齢者虐待対応
 ③ 高齢者虐待対応研修会の開催

予 算 額 令和元年度 397千円

(31) 軽費老人ホーム谷山荘（B型）（市単独事業 昭和51年度から実施）

目 的 低額な料金で高齢者に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与する。

- 対 象 者 ① 本市に住所がある60歳以上の者
 ② 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者
 ③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者
 ④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者
 ⑤ 所得税を課せられていない者

※ 利用許可を受けた者とともに利用しようとする配偶者、三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については①、④に該当しなくても利用できる。

使 用 料 1人用居室 月額 11,000円 2人用居室 月額 15,400円

指定管理者 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷地面積	建物面積	設立年月日
鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘	谷山中央1丁目 5027-3	38人	3人	1,830㎡	1,510㎡	昭51. 5. 1

予 算 額 令和元年度 20,762千円

(32) 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 軽費老人ホームの運営費に係る事務費について補助を行い、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の入居を促進する。

補助内容 事務費基準額から、入所者が収入に応じて負担する額を差し引いた額について補助する。

予 算 額 令和元年度 346,494千円

(33) 老人福祉施設協議会補助金交付事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目的 施設職員の資質の向上等を図るとともに、老人福祉施設の基盤強化を図るため、鹿児島市老人福祉施設協議会に補助金を交付する。

対象事業 会議、研修会等

予算額 令和元年度 200千円

(34) 高齢者福祉施設管理基金の設置（平成5年度から積立）

目的 本市の高齢者福祉施設の管理運営に要する経費に充てることを目的として「高齢者福祉施設管理基金」を設置し、高齢者福祉の増進を図る。

事業概要 基金運用から生じる利息を高齢者福祉センターの管理運営事業の財源として充当する。

基金総額 平成30年度末 5,724,523千円

(35) 養護老人ホームへの入所措置（国の制度 昭和25年度から実施）

目的 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

対象者 原則65歳以上の者で環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者

入所施設 市内施設 3施設 定員230人

予算額 令和元年度 170,607千円

(36) 後期高齢者医療制度（国の制度 平成20年度制度開始）

対象者 75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害のある者

医療費の自己負担 1割（但し、現役並みの所得者は3割）

保険料 鹿児島県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料率は県内一律。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額 (50,500円)} + \text{所得割額 } \{(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除33万円}) \times \text{所得割率 (9.57\%)}\}$$

所得に応じて、均等割額の軽減措置がある。

保険料の納め方 特別徴収（年金から控除）と普通徴収（金融機関の窓口等での納付又は口座振替、納期は7月から翌年3月までの9期）

保健事業 後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした長寿健診の実施

その他 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、本市独自の事業としてはり・きゅう施設利用補助（施術1回につき1,100円、年60回以内）、人間ドック及び脳ドックの利用補助を行う。

予算額 令和元年度 7,578,400千円（特別会計）

(37) 鹿児島市高齢者保健福祉計画

「鹿児島市高齢者保健福祉計画」は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、平成30年2月に平成30年度から令和2

年度までの計画を策定した。また、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

(38) 鹿児島市立いしき園（養護老人ホーム、救護施設と併設）

目 的 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者で、実施機関より措置又は委託された者を入所させ養護する。
 入所対象者 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者

区分 施設名	所在地	敷地面積	建物面積	定員	平成30年度 月平均 入所者数	令和元年度 予算額	職員数
養護老人ホーム	西伊敷 四丁目 12-2	26,221㎡	2,523㎡	人 110	49.6人	千円 224,594	20(6)人 (再任用)

(39) 鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）

目 的 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者で、実施機関より措置又は委託された者を入所させ養護する。
 入所対象者 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者

区分 施設名	所在地	敷地面積	建物面積	定員	平成30年度 月平均 入所者数	令和元年度 予算額	職員数
養護老人ホーム	喜入町 8462	7,973㎡	2,477㎡	人 50	30.8人	千円 188,468	10(1)人 (再任用)

(40) 吉田福祉センター管理運営事業（市単独事業 平成16年11月から実施）

※旧吉田町単独事業 平成10年度から実施

目 的 地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、吉田福祉センターの管理を18年4月から指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に行わせる。

○開館時間 午前9時～午後5時

○休館日 月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

所在地 本城町1687番地2

予算額 令和元年度 12,514千円

5 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況 （平成31. 4. 1 現在）

交付者数		人（全人口4.76%）		障 害 別 人 員		
					18歳以上	18歳未満
年齢及び性別	18歳以上	男	13,137人	視 覚 障 害	1,956人	16人
		女	14,661人	聴 覚 障 害	2,700人	96人
		計	27,798人	内 部 障 害	8,249人	121人
	18歳未満	男	307人	言語機能障害	233人	4人
		女	268人	肢 体 不 自 由	14,660人	338人
		計	575人	計	27,798人	575人

(2) 友愛バス交付事業（市単独事業 昭和46年度から実施）

目 的 心身障害者等の更生への努力に対し、市民が励ましといたわりの気持ちを表し、障害者等の福祉の増進を図るため、鹿児島市域の市電、市バス、民営バス、桜島フェリーを無料で利用できる友愛バスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する6歳以上の障害者等で身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者（ただし、4級については65歳以上）、療育手帳の交付を受けている者、原爆被爆者諸手当の受給者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

交付状況

友 愛 バ ス 交 付 者 数	年 度	平成27	平成28	平成29	平成30
	身体障害者	9,643人	9,676人	9,638人	9,772人
	原爆被爆者	137人	129人	121人	113人
	知的障害者	2,780人	2,942人	3,087人	3,247人
	精神障害者	4,282人	4,483人	4,756人	5,140人

予 算 額 令和元年度 336,855千円

(3) 友愛タクシー券交付事業（市単独事業 平成4年度から実施）

目 的 重度の障害者が、生活の利便及び社会参加の促進のためタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を補助することで、障害者の福祉の増進を図る。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する者のうち、身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が視覚の1級または2級の者、下肢の1級から4級までの者（ただし4級については65歳以上）、体幹の1級から3級までの者並びに内部障害の1級の者、療育手帳の交付を受けている者で障害の程度がA₁、A₂又はAの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が1級の者

交付状況 10,054人（平成30年度）
 身体障害者 9,304人 知的障害者 703人 精神障害者 47人
 予算額 令和元年度 83,024千円

(4) ろうあ者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和43年10月7日から実施）

目的 市内に居住するろうあ者の各種行政手続，一般生活相談等に応じ，広く便宜を供与し，福祉の向上を図る。

対象者 ろうあ者及びろうあ者との問題で意思の疎通や理解を深める必要のある者

相談員 1人

相談件数 964件（平成30年度）

予算額 令和元年度 2,782千円

(5) 相談等業務委託事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目的 身体障害者，知的障害者本人又はその保護者等からの相談に応じ，必要な指導や助言等を行うことにより，障害者福祉の増進を図る。

① 身体障害者相談員

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し，身体に障害のある者の相談に応じる業務を委託して，身体障害者からの更生援護の相談に応じ必要な指導を行う。

相談員数 58人

② 知的障害者相談員

知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対し，知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じる業務を委託して，知的障害者の更生援護に関する必要な指導，助言を行う。

相談員数 12人

予算額 令和元年度 1,859千円

(6) 障害福祉サービス給付事業（国の制度 平成18年度から事業を一本化）

目的 障害者（児）に居宅介護，生活介護などの障害福祉サービス等を提供する。

事業内容 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と，自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」等があり，家庭などで利用できる「訪問系サービス」，入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」，居住の場として利用できる「居住系サービス」等に分けられる。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行援護，重度障害者等包括支援，行動援護

- ② 日中活動系サービス
生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）
- ③ 居住系サービス
施設入所支援，共同生活援助（グループホーム）
- ④ その他サービス
短期入所（ショートステイ），就労定着支援，自立生活援助
- ⑤ 地域相談支援給付（地域移行支援，地域定着支援）
- ⑥ 計画相談支援給付（サービス等利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた4区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は，1割）

予 算 額 令和元年度 14,526,223千円

(7) 障害福祉サービス利用者負担軽減事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 市独自の利用者負担軽減を図り，利用を促進するため，利用者負担額を2分の1とする。

事業内容 障害福祉サービスの利用について，令和元年度も引き続き，利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和元年度 22,698千円

(8) 障害児通所等支援事業（国の制度 平成18年度から実施 平成24年度から児童デイサービスが移行し，サービスを拡充して実施）

目 的 障害児に対する療育として，児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し，日常生活における基本的な動作の指導，生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業内容 在宅の障害児に対して，障害児通所支援事業所や保育所等において，日常生活における基本動作の指導，集団生活への適応訓練及び生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うため，以下のサービス利用を支援する。

- ① 障害児通所支援
児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，
居宅訪問型児童発達支援
- ② 障害児相談支援給付（障害児支援利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた3区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は1割）

予 算 額 令和元年度 5,452,689千円

(9) 障害児通所支援利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施 ※平成23年度までは「児童デイサービス利用者負担軽減事業」）

目 的 市独自の利用者負担軽減を図り、利用を促進するため、利用者負担額を無料とする。

事業内容 障害児通所支援の利用について、利用者負担額を無料とする。

予 算 額 令和元年度 182,786千円

(10) 補装具費支給事業（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)を購入、修理するための費用を支給し、身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図る。

交付(修理)件数

種 別 \ 年 度	平成28	平成29	平成30
補 装 具 交 付	1,133	1,145	1,147
補 装 具 修 理	666	642	553
計	1,799	1,787	1,700

予 算 額 令和元年度 170,784千円

(11) 障害児補装具費利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

目 的 障害児の補装具費の支給について、利用者負担の軽減を図る。

事業内容 障害児の補装具費の支給に際し、当該支給に係る利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和元年度 1,399千円

(12) 難聴児補聴器購入助成事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション能力の発達、教育上必要な聴力の確保を図る。

事業内容 18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に要する費用の一部を助成する。

予 算 額 令和元年度 995千円

(13) 日常生活用具給付事業（国の制度 昭和47年度から実施）

目 的 在宅の重度障害者が日常の家庭生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。

対 象 者 在宅の重度障害者（品目により障害種別・等級は異なる）

給付件数

年 度	平成28	平成29	平成30
件 数	11,136	11,337	11,757

予 算 額 令和元年度 120,221千円

(14) 社会参加促進事業（国の制度 一部単独事業）

目 的 共生社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

- 内 容
- ① 手話講座の実施（昭和57年度から実施）
市民を対象に各クラスごとに手話講座を実施
（入門：95人、基礎：150人、手話通訳者養成：75人）
 - ② 手話通訳者の設置（昭和53年度から実施）
本庁及び各支所に手話通訳者を設置
 - ③ 手話通訳者等派遣事業（平成14年度から実施）
聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害がある者に対し、申請に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ④ 自動車改造費助成（昭和53年度から実施）
身体障害者が自ら使用する自動車の改造に要する経費を助成（限度額 10万円：所得要件あり）
 - ⑤ 自動車運転免許取得費助成（平成10年度から実施）
身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成（限度額 10万円）
 - ⑥ スポーツ大会の開催（昭和42年度から実施）
身体障害者体育大会、知的障害者スポーツ大会
 - ⑦ 1日レクリエーション（市単独事業 昭和47年度から実施）
 - ⑧ レクリエーション教室開催（平成8年度から実施）
 - ⑨ ボランティア活動参加促進（知的障害者）（平成8年度から実施）
知的障害者が行うボランティア活動を支援
 - ⑩ 要約筆記講座の実施（平成26年度から実施）
市民を対象に要約筆記講座を実施（20人）
 - ⑪ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成26年度から実施）
視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し、申請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ⑫ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（平成26年度から実施）

予 算 額 令和元年度 58,997千円

(15) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 重度の身体障害者のうち、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ、低所得の方に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし自立を促進する。

助 成 額 ① ガソリン車 1リットル当たり40円 年180リットル以内

② 軽油車 1リットル当たり18円 年180リットル以内

助成人員 69人（平成30年度実績）

予 算 額 令和元年度 516千円

(16) ゆうあい館交流事業補助金（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 本市の障害者が集う心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）において実施される交流事業に対し補助金を交付し、障害者の社会参加、福祉の向上に寄与する。

内 容 ゆうあい館交流事業実行委員会が実施するゆうあい館交流フェスタに対し補助金を交付する。

予 算 額 令和元年度 400千円

(17) ゆうあい福祉バス運行事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 障害者団体等からの要請に応じて、リフト付バスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ、レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

事業内容 リフト付バス 1台（定員25人）

運行範囲 鹿児島県内（離島を除く）

利用日・時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日

午前9時30分から午後4時30分まで

実 績 平成30年度 運行回数 179回、利用人員 延6,108人

予 算 額 令和元年度 5,901千円

(18) 福祉用具貸与事業

（市単独事業 平成3年度から実施。ベビーセンサーは平成19年度から実施）

目 的 社会生活上福祉用具を必要とする者に対して、福祉用具を貸与することにより障害者の社会参加と福祉の増進に寄与する。

対 象 者 原則として、本市に居住する者で、下記に該当する者

- ・車いす 医療機関への通院、旅行等社会生活上車いすを必要とする者
- ・ベビーセンサー 乳幼児を養育する聴覚障害者

貸与期間 車いす おおむね1ヶ月

ベビーセンサー 2ヶ月（最長1年まで更新可能）

実 績 車いす 平成30年度 142件

ベビーセンサー 平成30年度 1件

(19) 鹿児島県福祉のまちづくり条例関係事務（県移譲事務 平成12年度から実施）

概 要 「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての

届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求により、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない小規模の対象建築物について協議等を行っている。

(20) 訪問入浴事業（国の制度 昭和49年度から実施）

目的 自力及び家族の介助で入浴が困難な重度心身障害者の家庭に移動浴槽車を派遣し、心身障害者の保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図る。

対象者 身体障害者手帳1・2級または知能指数35以下で、寝たきりの状態にあり、家族の介助だけでは入浴することができない者

利用回数 1人1月6回以内

実績 平成30年度 延 4,060人

予算額 令和元年度 48,005千円

(21) ゆうあい訪問給食事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 65歳未満の独居障害者世帯等を訪問して食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康増進を図るとともに、孤独感の解消を図る。なお、昼食に加えて、平成16年7月から夕食の配食を実施している。

対象者 独居重度身体障害者（1・2級）及び重度身体障害者だけの世帯の者で食事の調理が困難な者

利用回数 昼食 週6回以内

夕食 昼食を週6回受けている者のうち希望者は週6回

利用者負担 1食400円（住民税非課税世帯、生活保護受給者は1食200円）

登録者数 320人（平成30年度末）

予算額 令和元年度 39,221千円

(22) 移動支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 屋外での移動が困難な障害者（児）に外出時の支援を行うことにより、社会参加と自立を促す。

対象者 身体障害者 身体障害者手帳の第1種の所持者

知的障害者 療育手帳の所持者

精神障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者で障害支援区分が1以上、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の者

難病患者等 外出に支援が必要であると認められる者

事業内容 ① 場所の移動のために必要となる支援

② 目的地における行動支援

利用時間 基本 15時間／月
 個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加
 利用料 1時間あたり 身体介護を伴う 200円
 身体介護を伴わない 75円
 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
 予算額 令和元年度 244,838千円

(23) 日中一時支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 介護者の生活支援及び障害者（児）の日中活動の場を確保することにより、障害者（児）及び家族の安定した生活を保障する。
 対象者 障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び障害児
 事業内容 障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う日帰りショートステイ

利用時間 基本 30時間／月
 個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加
 利用料 1時間あたり 30円（医療型 1時間あたり 40円）
 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
 予算額 令和元年度 41,944千円

(24) 地域活動支援センター事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、自立と社会との交流を促進する。
 対象者 在宅の障害者
 事業内容 機能訓練，社会適応訓練，創作活動，生産活動等
 利用料 無料
 委託施設 ゆうあい館，ふれあい館，つわぶき苑，にしべっぶの里，とんぼ，かはし，ひだまり，ソーバーハウス，サポートやすらぎ，クリンカハウス，ドリーム，さをり工房うえ～ぶ，きずな館，結び愛の郷
 予算額 令和元年度 203,442千円

(25) 更生訓練費支給事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 更生訓練費を支給し，社会復帰の促進を図る。
 事業内容 就労移行支援又は自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給する。
 予算額 令和元年度 7,846千円

(26) 福祉ホーム事業（国の制度 平成10年度から実施 平成18年10月から障害者自立支援法による地域生活支援事業へ移行）

目 的 日常生活に支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する
 ような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜
 を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し、
 障害者の福祉の増進を図る。

対象施設 自立ホームゆめの里 川上町680-3 定員11人
 福祉ホームしろやま 下福元町3334 定員 8 人
 福祉ホームむぎのめの里 川上町1862-1 定員10人
 こかげの里 川上町685-12 定員14人
 福祉ホームつわぶきハウス 犬追町8032-2 定員 8 人

予 算 額 令和元年度 14,770千円

(27) 身体障害者福祉電話設置事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目 的 在宅の重度身体障害者に対し福祉電話を貸与することにより、聴覚障
 害者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡
 の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認や、各種相談に応
 じ、もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。

対 象 者 聴覚障害者又は外出困難な重度身体障害者で、身体障害者手帳の等級
 が2級以上の者

設置状況 平成30年度 0台 累計69台

予 算 額 令和元年度 1,654千円

(28) ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から
 実施 ※24年度までは「身体障害者在宅介護支援システム設置事業」）

目 的 障害者が、長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう緊急通
 報システムを設置する。

事業概要 障害者が緊急通報装置本体またはペンダントのボタンを押した場合や
 センサー等により異常を感知した場合に、市が委託した事業者（警備会
 社）が通報を受信し、利用者宅へ電話をかけ状況確認を行う。利用者が
 電話を受けることができない場合には、鍵を預かった警備員を利用者宅
 へ派遣し、必要に応じて、消防局へ救急車の緊急出動の要請を行う。

対 象 者 下記のいずれかに該当する者で、世帯全員が病弱なため日常生活を営
 むうえで常時注意を要するもの

- ① 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2
 級）世帯
- ② 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯
- ③ ②に準ずる世帯（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との
 同居など）

利用者負担額

	負担額（月額）
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税均等割課税者がいる世帯	
市民税所得割課税者がいる世帯	1,000円

予 算 額 令和元年度 1,905千円

- (29) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（市単独事業 平成13年度から実施）

目 的 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進に資する。

- 対 象 者 ① 身体障害者手帳所持者で呼吸器機能障害1級又は3級の者、又はこれに準ずる者として特に市長が認める者
 ② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者
 ③ 生計中心者の前年の所得税が非課税の者

予 算 額 令和元年度 1,992千円

- (30) 重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者（児）の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

- 対 象 者 3歳以上の身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A₁、A₂、Aに該当する者で、生計中心者の前年の所得税が非課税の者（生活保護世帯又は65歳以上で住民税非課税世帯を除く。）

助 成 額 月額 4,000円以内

予 算 額 令和元年度 12,170千円

- (31) 寝具乾燥事業（市単独事業 昭和54年度から実施）

目 的 寝たきりの身体障害者の寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことにより、身体障害者の保健衛生の向上及び福祉の増進に寄与する。

- 対 象 者 1月の大半を寝たきりの状態で過ごし、かつ、日常生活に他人の介護を要する状態が6カ月以上継続している65歳未満の身体障害者で、伝染性疾患でなく、生計中心者の前年の所得税が非課税の者

実施回数 1人年3回以内

予 算 額 令和元年度 22千円

- (32) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して、理髪・

美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 身体障害者手帳（視覚障害1級及び65歳未満の肢体不自由1級）の所持者で、外出困難な重度身体障害者

実施回数 1人年3回以内

予 算 額 令和元年度 1,002千円

(33) 重度身体障害者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成し、生活環境の整備を図る。

対 象 者 重度身体障害者及びその同居者で、同居者全員の前年課税所得金額の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

助 成 額 100万円と対象経費のいずれか低い額に、3分の2を乗じた額

予 算 額 令和元年度 23,426千円

(34) 重度身体障害者住宅リフォームヘルパー事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 重度身体障害者の住宅の改造を行う際に、リフォームヘルパーを派遣して相談に応じ、適切なアドバイスを行うことで、重度身体障害者の住環境の改善を図る。

対 象 者 65歳未満の重度の身体障害者で身体状況、家族構成、家屋の状況から居室等の改良を希望する者

予 算 額 令和元年度 22千円

(35) 児童発達支援事業専門員加算等補助金（市単独事業 昭和51年度から実施）

目 的 在宅で児童発達支援事業所等へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

事業内容 児童発達支援事業所、福祉型児童発達支援センター及び放課後等デイサービスについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

また、看護師等を雇用し、重症心身障害児等を通わせた場合にその経費の一部を助成する。

予 算 額 令和元年度 283,560千円

(36) 発達障害児等家族支援補助金（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 発達障害児等が地域から孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

事業内容 児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対し

て、グループ講習等の集団支援や居宅訪問等の個別支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和元年度 6,000千円

(37) 障害児地域療育等支援事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容 ① 障害児等療育支援事業
 ・在宅支援訪問療育指導事業
 ・在宅支援外来療育指導事業
 ・施設支援一般指導事業
 ② 地域療育等支援事業

対 象 者 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児（者）等

予 算 額 令和元年度 5,534千円

(38) 障害者相談支援専門員配置促進事業（市単独事業 令和元年度から実施）

障害児相談支援専門員配置促進事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 サービス等利用計画又は障害児支援計画を作成する相談支援専門員を増員する事業所を補助することで、障害者（児）が適正な計画のもと、効果的な支援が受けられる環境を作る。

事業内容 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を行う社会福祉法人等が、相談体制の充実を図るため、常勤専従の相談支援専門員を新たに指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業を行う事業所へ配置した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和元年度 16,800千円（障害者相談支援専門員配置促進事業）
 19,200千円（障害児相談支援専門員配置促進事業）

(39) 障害者相談支援等事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 在宅で生活している障害者やその家族を対象に、地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスの活用などについて相談を受け、助言や利用援助を行い、障害者の地域における生活を支援する。

事業内容 ① 障害者相談支援事業（電話・来所・訪問等による相談）
 ② 市障害者自立支援協議会の運営

予 算 額 令和元年度 53,926千円

(40) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業（市単独事業 平成24年10月1日設置）

目 的 障害者（児）及びその家族等からの総合的な相談業務について、ワン

ストップ化を図り、情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他虐待防止センターの機能を備えた、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを運営する。

事業内容 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

- ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ・虐待防止センターの役割など

予算額 令和元年度 28,604千円

(41) 地域生活支援拠点事業（国の制度 平成29年度から実施）

目的 地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより、障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

事業概要 ・24時間365日の緊急対応（相談、受入れ）
 ・施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供
 上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。

平成29年10月1日から運用開始。

予算額 令和元年度 14,455千円

(42) 障害者差別解消推進事業

目的 障害者差別解消法の施行にあわせて、相談窓口を障害者基幹相談支援センターに設置するとともに、民間事業者や市民に対する周知・啓発等を行い、障害を理由とする差別の解消を推進する。

事業内容 ・障害者基幹相談支援センターに障害を理由とする差別の相談専門の相談員を配置
 ・ポスターの掲示、パンフレットの配布等による周知・啓発など

予算額 令和元年度 3,469千円

(43) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（国の制度 昭和24年度から実施）

目的 身体障害者の更生を目的にし、手術、治療により身体の機能障害を除去し、または軽減して職業能力や日常生活を容易にする。

対象者 18歳以上の身体障害者手帳を有する者

実績

年度	平成28	平成29	平成30
延件数	9,268件	9,946件	11,115件

予算額 令和元年度 1,154,555千円

(44) 重度心身障害者等医療費助成事業（県補助事業 昭和49年度から実施）

目 的 重度心身障害者（児）の保健の向上と福祉の増進を図るため本市では昭和49年7月から身体障害者手帳1級・2級所持者並びに知能指数35以下の一定の年齢の者を対象に保険診療分の自己負担額を助成する制度を市単独事業として実施した。昭和49年10月から県の補助事業となり昭和58年2月から65歳以上の対象者にも範囲が拡大された。

対 象 者 ① 身体障害者手帳の1級・2級所持者で1歳以上の者
 ② 知的障害者（児）で知能指数が35以下の1歳以上の者
 ③ 身体障害者手帳の3級と知的障害者（児）で知能指数が36以上50以下の合併障害者で1歳以上の者
 上記の者で本人または保護者が市内に住所を有する者

助 成 額 保険診療分の自己負担額（1ヵ月単位）

助成の方法 償還払い

実 績 平成30年度助成件数 353,267件

予 算 額 令和元年度 1,804,179千円

(45) 市民福祉手当（重度障害者（児）手当）（市単独事業 昭和45年4月から実施）

目 的 重度障害者（児）に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

対 象 者 ① 重度障害者（対象者14,247人）（令和元年度予算人員）
 10月1日現在で本市に1年以上居住している20歳以上の者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂・B₁若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者
 ② 重度障害児（対象児459人）（令和元年度予算人員）
 4月1日現在で本市に1年以上居住している20歳未満の者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂・B₁若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者

支 給 額 年額24,000円

予 算 額 令和元年度 355,207千円

(46) 特別障害者手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者の福祉の増進を図る。

手 当 額 月額27,200円

実 績

年 度	平成28	平成29	平成30
区 分			
受 給 者 数（人）	698	699	760

(47) 障害児福祉手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目的 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児の福祉の増進を図る。

手当額 月額14,790円

実績

区分 \ 年度	平成28	平成29	平成30
受給者数（人）	361	355	329

(48) 福祉手当（経過措置分）（国の制度 昭和61年度から実施）

目的 日常生活において常時介護を必要とする重度障害者の福祉の増進を図る。（旧福祉手当の受給者で特別障害者手当，障害基礎年金の非該当者）

手当額 月額14,790円

実績

区分 \ 年度	平成28	平成29	平成30
受給者数（人）	27	21	19

(49) 心身障害者扶養共済事業（県の制度 昭和45年度から実施）

目的 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき，保護者の死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し，心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。下記①～③のいずれかに該当する心身障害者の保護者で市内に住む65歳未満の健康な者

対象者 ① 知的障害者 ② 身体障害者（1級から3級まで）

③ ①②に準ずる者で将来独立自活することが困難と認められる者

加入限度 心身障害者1人につき2口まで

加入者数 181人（平成31.4.1現在）

給付内容 加入者が死亡又は重度障害の状態となった日の属する月から心身障害者に対し，加入口数が1口につき年金額2万円が支給される。

予算額 令和元年度 9,947千円

(50) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

① 設置目的

このセンターは，障害者のふれあいと自立活動の拠点として，また，福祉の増進や社会参加の意欲の向上などを図るための中核となる施設であり，地域活動支援センター事業や福祉機器リサイクル事業，身体障害者パソコン講座などを行っている。

障害者の活動やコミュニケーションの場として、また、心の福祉を育むところとして、気軽に、楽しく、活用されることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 水曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 市内に居住する身体障害者手帳や療育手帳を有する者等

③ 主な事業

- ・地域活動支援センター事業
機能訓練、料理講座、点字講座、パソコン講座、手話講座、民謡講座、三味線講座、カラオケ講座（A・B）、卓球バレー講座（A・B）、洋裁講座、生花講座、大正琴講座、茶道講座、舞踊講座、身体障害者交流、送迎サービス
- ・ことばの発達指導事業
- ・利用者相談支援等事業
- ・健康相談
- ・スポーツ・レクリエーション
- ・社会参加を促進するための施設の利用
- ・福祉機器リサイクル事業
- ・IT講習会開催事業

(5) 知的障害者福祉センター（ふれあい館）

① 設置目的

このセンターは、知的障害者の中核となる施設として、平成12年11月に開所した。体育館、温水プール、プレイルーム、音楽ルーム、会議室、交流スペース、福祉作業室、展示コーナー、相談室等を備えている。知的障害者相互のふれあいを深め、生きがいと健康づくりを支援し、知的障害者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 療育手帳所持者等とその家族及び知的障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

スポーツ、レクリエーション、健康・生活・職業等の相談・指導、教育講座等の開催

⑤2 精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

① 設置目的

このセンターは、精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深めることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 火曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者（障害の程度が同程度と認められる者）とその家族や介護者及び精神障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

- ・センター内施設「交流スペース」、「多目的ルーム」、「会議室」、「相談室」、「資料室」、「調理室」、「音楽ルーム」、「デイケア室」の利用
- ・健康、生活、就労等の相談・指導
- ・精神障害者に対する社会的偏見をなくし地域住民等との交流を図るイベント
- ・精神障害に対する正しい知識の普及啓発を目的とした講座、講習会等の開催

⑤3 成年後見制度利用支援事業（国の制度 平成14年度から実施）

目的 身寄りのない知的障害者・精神障害者等で、後見開始の審判を申立てる者がいない者のために、審判の申立てを行うほか、その申立て費用を負担し、判断能力の不十分な知的障害者・精神障害者等の保護を図る。

予算額 令和元年度 4,831千円

⑤4 障害福祉計画策定・管理事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目的 障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第四次鹿児島市障害者計画（平成30～令和4年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第5期計画・鹿児島市障害児福祉計画第1期計画（平成30～令和2年度）を推進し、進行管理を行う。

内容 ① 第四次鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す

ウ 計画期間：平成30年度から令和4年度

② 鹿児島市障害福祉計画第5期計画・鹿児島市障害児福祉計画第1期計画

ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

「第四次鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画と位置付ける

イ 内容：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：平成30年度から令和2年度

予 算 額 令和元年度 288千円

(55) 障害者施策推進協議会（昭和49年度から実施）

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を平成6年6月設置した。

（昭和49年10月設置の心身障害者対策協議会を名称変更）

委員の構成	学識経験者	7人	} 計17人
	行政機関の関係者	10人	

予 算 額 令和元年度 73千円

(56) 障害者自立支援協議会（平成20年度設置）

障害者総合支援法に基づく協議会として、関係機関の連携強化や障害福祉計画の進行管理等を行う。

委員の構成	学識経験者	3人	} 計30人
	関係団体等	19人	
	公募市民	4人	
	行政	4人	

(57) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児）が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を運営する。

予 算 額 令和元年度 302千円

(58) ナイスハート支援事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目 的 障害者授産施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

事業内容 障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

① 助成先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体

② 広報内容 生産物（木工品、パン、菓子等）やレストラン等の案内

③ 広報方法 カタログ及びホームページなど

予 算 額 令和元年度 1,200千円

(59) チャレンジ大賞表彰事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

事業概要 様々な分野において、前向きに取り組み輝いている障害者個人や団体及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

予算額 令和元年度 661千円

6 児童・母子福祉

(1) 施設

① 保育所及び入所児童数（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を除く）（平成31. 4. 1 現在）

設置別	区分	園数	定員	入所児童数	待機児童数
市	立	11園	890人	801(4)人	10(0)人
私	立	112	9,719	9,405(41)	126(0)
計		123	10,609	10,206(45)	136(0)

※（ ）内は広域入所児童数

② 市立

施設名	施設			入所状況(平成30年度)		令和元年度 予算額	職員数	
	開所	敷地	建物	定員	月平均人員			
保 育 園 (所)	城南	昭和23. 1. 1	2,178㎡	741㎡	120人	118人	千円 1,074,924	13人
	三和	〃 30. 8. 15	1,909	806	140	121		16
	真砂	〃 25. 9. 1	2,119	916	150	165		18
	春日	〃 26. 8. 1	1,089	734	120	99		13
	原良	〃 36. 4. 1	1,288	429	60	71		11
	東桜島	〃 39. 4. 1	855	219	30	15		6
	東谷山	〃 55. 4. 1	1,142	414	60	69		12
	中山	〃 42. 3. 1	1,599	605	90	104		13
	本名	〃 47. 5. 1	1,548	264	30	20		3
	宮之浦	〃 50. 4. 1	3,152	387	45	44		4
花尾	〃 50. 4. 1	2,765	303	45	37	4		
黒神	〃 41. 4. 1	481	198	30	0	0		

(注) 黒神保育園…へき地保育所（平成28年度から休園）

③ 市が設置し市社会事業協会を指定管理者として指定しているもの

名称	所在地	定員	職員数	委託料	敷地	建物	設立年月日
鹿児島市知的障害者福祉センター	星ヶ峯二丁目1-1	-	12人	千円 71,521	5,612㎡	4,350㎡	平成12. 11. 16

④ 市社会事業協会が設置し運営しているもの

名称	所在地	定員	職員数	敷地	建物	設立年月日
鴨池保育園	鴨池一丁目8-10	100人	13人	851㎡	547㎡	昭和24. 6. 1
柳田 〃	武一丁目35-33	110	14	1,554	594	〃 43. 4. 1
田上 〃	田上一丁目26-15	110	13	1,018	599	〃 45. 4. 1
玉里 〃	下伊敷一丁目11-7	110	14	1,080	598	〃 46. 4. 1
なぎさ 〃	真砂本町25-13	40	7	666	295	〃 48. 4. 1

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷 地	建 物	設立年月日
あたご保育園	下伊敷一丁目32-1	80人	11人	1,124㎡	482㎡	〃 48.12.1
南林寺 〃	南林寺町12-11	40	7	398	327	〃 49.4.1
清 水 〃	清水町6-27	70	10	851	365	〃 50.4.1
西紫原 〃	紫原四丁目37-2	60	10	1,414	350	〃 51.4.1
薬 師 〃	薬師二丁目41-10	70	10	1,921	680	〃 52.4.1
吉 野 〃	吉野町3074	60	10	1,405	372	〃 53.4.1
下伊敷 〃	下伊敷二丁目26-10	110	14	1,810	900	〃 54.4.1
武 〃	武二丁目28-7	90	13	940	550	〃 54.4.1
松 原 〃	松原町2-24	60	10	882	370	昭和55.4.1
やくし乳児院	薬師二丁目41-8	25	19	880	720	平成25.2.1
母子生活支援施設	-	20世帯	4	487	1,411	昭和23.10.1

⑤ 認可外保育施設（一般受入）の届出の現況

届出数 69施設（H31.4.1届出時点）

⑥ 児 童 館

施設名	施 設				令和元年度予算額	指 定 管理者
	所在地	開 所	敷地	建物		
城南児童センター	城南町4-19	昭和41.4.1	519㎡	397㎡	千円 51,327	社会事業 協 会
三和児童センター	三和町21-23	昭和43.4.1	546	400		社会事業 協 会
郡山児童センター	郡山町39-4	平成12.6.1	1,340	440		社会事業 協 会

⑦ すこやか子育て交流館（りぼんかん）

目 的 子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設で、「ひろがる笑顔、支え合う子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時的預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。

開館時間 午前9時から午後5時

休 館 日 毎月第1月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

所 在 地 与次郎一丁目10番17号

使 用 料 無料 但し、貸室と子どもの一時的預かりは有料

対 象 者 小学校3年生までの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

使用開始 平成22年10月9日

予 算 額 令和元年度 101,028千円

⑧ 親子つどいの広場

目的 子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

開館時間 午前9時から午後5時

休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

使用料 無料 但し、子どもの一時預かりは有料

対象者 小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

予算額 令和元年度 167,933千円

名称	所在地	使用開始	指定管理者
東部親子つどいの広場 （なかまっち）	中町4-13	平成20.4.1	社会福祉法人川上福祉会
南部親子つどいの広場 （たにっこりん）	西谷山1丁目3-2	平成25.12.24	社会福祉法人鹿児島県 社会福祉事業団
北部親子つどいの広場 （なかよしの）	吉野町3256-1	平成26.7.1	社会福祉法人鹿児島市 社会事業協会
西部親子つどいの広場 （いしきらら）	下伊敷1丁目10-3	平成29.4.1	社会福祉法人鹿児島市 社会事業協会

(2) 子ども・子育て支援事業計画

概要

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに子どもを生み育てることに夢を育てる環境づくりを社会全体で進めることが必要である。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」（第一期）を、平成22年に後期計画（第二期）を策定し、さまざまな施策の推進に取り組んできたところである。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、また、平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立した。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を

策定した。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定し、母子保健の分野については、母子保健計画としても位置づけている。

なお、今年度は第二期計画を策定する。

基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定した。

- ・社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- ・子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり
- ・子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

基本的視点

- ・子どもの最善の利益を尊重する
- ・子どもの育ちを支援する
- ・利用者の立場に立つ
- ・社会全体で子育て支援を行う
- ・仕事と生活の調和の実現を目指す
- ・地域における社会資源を効果的に活用する
- ・サービスの質を向上させる

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら、次のとおり量を見込み、提供体制を確保する。

全市域															
	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	[1号] 教育標準 時間認定	[2号] 幼稚園の 利用希望 が強い	[2号] 保育 認定	[3号] 保育認定		[1号] 教育標準 時間認定	[2号] 幼稚園の 利用希望 が強い	[2号] 保育 認定	[3号] 保育認定		[1号] 教育標準 時間認定	[2号] 幼稚園の 利用希望 が強い	[2号] 保育 認定	[3号] 保育認定	
	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳
①量の見込み	6,801	2,418	6,618	2,015	4,328	6,789	2,414	6,616	1,979	4,224	6,726	2,392	6,495	1,946	4,156
	9,219					9,203					9,118				
② 提供量	10,458	451	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,765	2,089	4,478
前年度 提供量	-	-	-	-	-	-	-	380	300	190	-	-	135	10	41
②-①	1,690		▲254 (▲450)	▲215 (▲310)	▲30 (▲210)	1,706		128 (▲110)	121 (▲20)	264 (▲40)	1,791		405	153	363
確保方策	教育・保 育施設 (幼稚園 ・保育所 ・認定こ ども園)	-	380	300	190	-	-	135	10	41	-	-	-	-	-
	地域型保 育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○ 満3歳未満の子どもの保育利用率															
											平成27年度	平成28年度	平成29年度		
											32.7%	36.4%	37.2%		
											平成30年度	令和元年度			
											39.6%	41.9%			
①量の見込み	6,047	2,159	7,644	773	5,267	5,989	2,139	7,677	793	5,421					
	8,206					8,128									
② 提供量	9,821	425	6,695	1,879	4,505	9,821	425	6,695	1,879	4,505					
前年度 提供量	-	-	-	-	-	-	-	410	0	360					
②-①	2,040		▲949	1,106	▲762	2,118		▲572	1,086	▲556					
確保方策	教育・保 育施設 (幼稚園 ・保育所 ・認定こ ども園)	-	410	-	360	-	-	80	-	130					
	地域型保 育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
県で定める数 (幼稚園型認定こども園)															
1号認定子ども														0	
2号認定子ども														430	
3号認定子ども														-	

※中間見直しにより、30年度の提供量は、27年度から29年度における確保方策の実績を基にした見直し後の提供量を記載しているため、29年度の提供量及び確保方策の合計とは一致しない。

※平成30、令和元年度の〔2号〕、〔3号（1・2歳）〕において、②-①に示す不足分にに対し、確保方策が下回っているのは、〔3号（0歳）〕が量の見込みを上回る提供量があることから、その上回る数を不足分に振り分けたことによるもの。（詳細は本編を参照）

子ども・子育て支援新体制では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただき、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
〔利用先〕幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
〔利用先〕保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
〔利用先〕保育所、認定こども園

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考) H25実績	
延長保育事業	①量の見込み	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	1,922人	
	②確保方策	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
放課後児童健全育成事業	低学年 (小1-3)	①量の見込み	5,193人	5,212人	5,278人	6,003人	6,203人	4,155人
		②確保方策	4,846人	5,014人	5,179人	5,986人	6,203人	
		②-①	▲347人	▲198人	▲99人	▲17人	0人	
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	917人	921人	931人	868人	976人	67人
		②確保方策	285人	420人	604人	857人	976人	
		②-①	▲632人	▲501人	▲327人	▲11人	0人	
子育て短期支援事業	ショートステイ	①量の見込み	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	888人日
		②確保方策	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	トワイライト	①量の見込み	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	0人日
		②確保方策	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんには赤ちゃん事業	①量の見込み	5,360人	5,272人	5,183人	5,757人	5,757人	5,593人	
	②確保方策	5,360人	5,272人	5,183人	5,757人	5,757人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	440人	432人	425人	417人	409人	387人	
	②確保方策	440人	432人	425人	417人	409人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考) H25実績
地域子育て支援拠点事業 (すこやか子育て交流館 管理運営事業等)	①量の見込み	581,004人	569,112人	559,704人	549,972人	539,808人	310,734人
	②確保方策	426,000人	453,000人	527,000人	539,000人	540,000人	
	②-①	▲155,004人	▲116,112人	▲32,704人	▲10,972人	192人	
一時預かり事業 (幼稚園等)	①量の見込み	-	-	-	287,511人日	290,386人日	実績なし
	②確保方策	-	-	-	287,511人日	290,386人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
一時預かり事業 (幼稚園等・1号認定)	①量の見込み	17,869人日	17,862人日	17,535人日	30年度より一時預かり事業 (幼稚園等)に統合		実績なし
	②確保方策	17,869人日	17,862人日	17,535人日			
	②-①	0人日	0人日	0人日			
一時預かり事業 (幼稚園等・2号認定)	①量の見込み	603,619人日	603,377人日	592,354人日	30年度より一時預かり事業 (幼稚園等)に統合		実績なし
	②確保方策	603,619人日	603,377人日	592,354人日			
	②-①	0人日	0人日	0人日			
一時預かり事業 (その他)	①量の見込み	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	44,325人日
	②確保方策	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
病児・病後児保育事業	①量の見込み	9,952人日	10,798人日	10,960人日	10,960人日	10,960人日	6,337人日
	②確保方策	8,750人日	9,375人日	10,000人日	10,625人日	11,250人日	
	②-①	▲1,202人日	▲1,423人日	▲960人日	▲335人日	290人日	
ファミリー・サポート・セ ンター事業	①量の見込み	5,597人日	5,583人日	5,590人日	6,394人日	6,325人日	5,536人日
	②確保方策	5,597人日	5,583人日	5,590人日	6,394人日	6,325人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
妊婦健康診査・健康相談 事業	①量の見込み	63,844人日	62,767人日	61,592人日	67,899人日	67,899人日	68,259人日
	②確保方策	63,844人日	62,767人日	61,592人日	67,899人日	67,899人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業基本型分)	①量の見込み	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	実績なし
	②確保方策	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
保育コーディネーター配 置事業 (利用者支援事業特定型分)	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	2か所
	②確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業母子保健型分)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	実績なし
	②確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	

(3) 鹿児島市保育所等整備計画

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続け、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境整備が求められているが、依然として保育所等への入所者は増加する傾向にある。そのようなことから、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童解消を図るため、平成27年3月に「鹿児島市保育所等整備計画」を策定し、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに伴い、平成29年8月に改定したところである。

この計画は、平成27年度から令和元年度までの計画であり、整備方針として、保育需要の多い地域を重点的に、保育所等の整備を進め、年度当初で入所希望者全員（要保育児童）が利用定員内で入所できる枠を確保することを目標に、市全体で2,073人の定員増を図ることとしている。

本市の待機児童を解消するため、新設保育所の整備、既存保育所等による定員増や分園設置、幼保連携型認定こども園の整備や認可外保育施設の認可化の施策活用によ

り保育所を整備することとしている。

なお、保育所等の施設整備については、国の保育所等整備交付金等を活用し、今後も進捗状況や地域ごとの保育需要を勘案した上で、同計画に基づく待機児童解消を積極的に進めていくこととしている。

(4) 児童福祉施設整備費等補助事業

目 的 待機児童解消のための保育所等の施設整備に要する費用に加え、入所児童の安全確保及び保育環境改善のために行う耐震化及び老朽施設の改築整備に要する費用の一部を補助する。

令和元年度予算額 784,197千円

(5) 幼児教育・保育の無償化（国の制度 令和元年から実施）

3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のある子どもについても無償化する。

対 象 以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

対象事業等

幼児教育無償化

事業等名	対象施設	無償化の概要
施設型給付費	①保育所・認定こども園【保育所機能】	保育料全額無償
	②認定こども園【幼稚園機能】 新制度に移行した幼稚園	保育料全額無償
幼稚園就園奨励費補助事業	③新制度に未移行の幼稚園	月額25,700円を上限に保育料無償
幼児教育無償化事業	☆④認可外保育施設（※） 事業所内保育施設等	3歳～5歳児 月額37,000円 0歳～2歳児 月額42,000円 を上限に無償（複数利用可） ※②もしくは③と④～⑧を併用する場合は月額11,300円を上限に無償 ※⑥について満3歳児は翌年度から対象
	☆⑤一時預かり事業（一般型）	
	☆⑥幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む）	
	☆⑦病児・病後児保育施設	
	☆⑧ファミリー・サポート・センター事業	

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園（保育所機能）に入所していない児童が対象。

※0歳児から2歳児のうち、住民税所得割課税額103,000円未満の世帯の児童について

ては、市の単独事業として負担軽減を実施

食材料費（給食費）の負担軽減

対 象 幼稚園・保育園・認定こども園を利用する、年収約360万円未満相当の世帯の3歳から5歳の児童等

軽 減 額 給食費のうち、副食費（おかず代）に係る経費（月額4,500円を上限）※新制度に未移行の幼稚園は幼児教育無償化事業で補助。

保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園は施設型給付費で対応

(6) 安全な保育環境充実事業

目 的 平成30年8月に「認可外保育施設における乳児死亡事案に係る検証委員会」から提出された報告書の提言を踏まえ、認可外保育施設・保育所等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。

業務内容 ① 事故防止対策巡回支援事業（対象：認可外保育施設及び保育所等）
巡回指導 立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。

巡回研修 保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な保育環境の充実を図る。

実施体制 巡回指導員（保育士経験者）2人を配置し、実施

② 事故防止等推進事業（対象：認可外保育施設）

就寝時の見守りのために乳児に装着するベビーセンサー等の購入費用の一部を補助する。

③ 認可外保育施設人件費補助事業

保育の質を高めるため、保育士資格者を保育従事者の2分の1以上配置している認可外保育施設に対し、人件費の一部を補助する。

予 算 額 令和元年度 33,802千円

(7) 保育士・保育所支援センター運営事業

目 的 潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを運営するとともに、保育士確保対策の充実を図る。

場 所 鹿児島市福祉コミュニティセンター3階（祇園之洲町1-2）

運 営 一般社団法人鹿児島市保育園協会（委託）

開所時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の8時30分～17時

業務内容 ① 保育所等に関する募集採用状況の把握

② 求職者のニーズにあった就職先の提案

③ 求職者と雇用者双方のニーズ調整

④ 保育所等に対する潜在保育士活用の助言

⑤ 保育所等に勤務する保育士や保育士資格取得希望者からの相談

令和元年度予算額 8,718千円

(8) 関係機関と連携した保育士確保事業

目 的 これまでの潜在保育士の再就職支援に加え、行政・関係団体・保育士養成施設とより一層連携し、保育士を目指す学生等の保育所等への就労促進を行い、さらなる保育士確保を図る。

事業内容 行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育士確保に係る意見交換会の実施、保育士養成施設の学生が参画しての保育士確保事業（保育所等見学ツアーや就職相談会等）の実施

予 算 額 令和元年度 427千円

(9) 特別保育事業

目 的 延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と増進を図り、児童福祉の向上に努める。

事業内容 ① 延長保育事業

11時間の開所時間の前後の時間（午後6時以降等）及び短時間認定児童の利用時間を超える時間も保育を必要とする児童を引き続き保育する保育所等に対し、必要な経費を補助する。

② 保育所障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

③ 保育所地域活動事業

地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

④ 一時預かり事業

一 般 型：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所等に対し、必要な経費を補助する。
 幼稚園型：主に在籍園児（1号認定子ども）を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、必要な経費を補助する。

予 算 額 令和元年度 532,145千円

(10) 私立保育所等への補助事業

目 的 私立保育所等の職員の資質向上と保育内容の充実を図るため、研修費や運営費等を補助する。

認可保育所 (単位：千円)

項 目	年 度	平成29(予算)	平成30(予算)	令和元年(予算)
保 育 園 協 会 研 修 費 補 助		20,298	19,110	19,028
非 常 勤 保 育 士 雇 用 等 補 助		74,592	59,052	61,716

項目	年度	平成29(予算)	平成30(予算)	令和元年(予算)
保育体制強化事業補助		-	81,810	93,150
週休二日制実施補助		84,517	74,642	96,388
保育材料等補助		55,219	61,675	62,784
障害児保育補助		49,674	53,381	47,153
軽度障害児保育補助		14,060	15,096	12,876
保育園協会運営費補助		4,915	4,963	4,897
こどもの心が育つ保育推進事業補助		16,693	17,262	18,467
幼児保育相談補助		6,300	7,020	7,290
障害児保育円滑化事業補助		3,060	3,060	2,295
療育支援児保育補助		90,650	96,126	123,081
保育園研修費補助		2,124	3,082	3,808
計		422,102	496,279	552,933
認可外保育施設		(単位：千円)		
項目	年度	平成29(予算)	平成30(予算)	令和元年(予算)
運営費等の補助		39カ所 42,660	33カ所 37,140	29カ所 31,696
(1) 多子世帯保育料等軽減事業				
目的	第3子以降の子どもを保育所等に入所させている多子世帯(18歳未満の子を3人以上扶養している世帯)の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。			
対象児童	対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者 ・保育所等に入所している児童 ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童 ・市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童			
(2) 病児・病後児保育事業(国の制度 平成14年10月から実施)				
目的	保育所に入所中の児童等で、病気の回復期にあるために集団保育ができず、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で育児ができない場合にその児童を一時的に預かり、保育を行う。			
事業内容	① 対象児童 鹿児島市に住所を有する0歳児から小学校6年生までの児童			

- ② 実施施設 みなみクリニック ダーグ・ヘム
池田病院 チックタック童夢館
紫原たはら医院 グッドラック
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ
谷山生協クリニック レインボーキッズ
中瀬小児科 マーミン
あおぞら小児科 あまやどり
かごしまたんぼぼ小児科 ばふ
豊島小児科 病児保育室sano
- ③ 利用定員 各4人（豊島小児科は9人）
- ④ 利用日及び時間 平日 午前8時30分から午後6時まで
土曜日 午前8時30分から午後1時まで

予 算 額 令和元年度 158,723千円

(13) 保育コーディネーター配置事業

保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつけ、よりきめ細やかな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

配 置 保育幼稚園課3人、谷山福祉部福祉課2人、福祉部伊敷福祉課1人、福祉部吉野福祉課1人

予 算 額 令和元年度 19,011千円

(14) 認可外保育施設保育料補助金

保育を必要としている児童を認可外保育施設に預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成する（本年10月から幼児教育無償化事業に統合）。

予 算 額 令和元年度 8,662千円

(15) 地域子育て支援センター事業（国の制度 平成6年度から実施）

目 的 子育て家庭を支援する活動の企画、調整、実施を担当する職員を拠点保育所に配置し、地域の保育所の協力を得て、育児不安などに対する相談・指導及び地域の子育てサークルなどの育成・支援等を図る。

事業内容 育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、親子ふれあいの催し、育児講座など

委 託 先 松青福祉会松青保育園・川上福祉会ふじヶ丘保育園・鹿児島県社会福祉事業団同胞保育園・伊敷福祉会伊敷保育園・紫原福祉会つくし保育園・吉田向陽会むれが岡保育園・笹桐福祉会郡山保育園・常盤会石谷の森保育園 ※平成31年4月1日現在

予 算 額 令和元年度 63,838千円

(16) ファミリー・サポート・センター事業（国の制度 平成12年度から実施）

目的 育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

委託先 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

予算額 令和元年度 13,255千円

(17) 放課後児童健全育成事業（国の制度 昭和52年度から実施）

目的 児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブを設置し適切な遊びと生活の場を提供することで、昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。

対象児童 放課後児童（小学校に就学している児童）

予算額 令和元年度 1,190,465千円

児童クラブ設置状況（令和元. 5. 1現在 163クラブ）

No	施設名	設立年月日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	令和元. 5. 1現在 利用人員(人)
1	草牟田児童クラブ	昭和53. 1. 26	余裕教室	60	53
2	紫原児童クラブ	昭和53. 10. 26	199	70	55
3	明和児童クラブ	昭和55. 1. 7	余裕教室	61	47
4	武岡児童クラブ	昭和56. 3. 1	余裕教室	89	52
5	清水児童クラブ	昭和56. 4. 15	余裕教室	62	55
6	坂元児童クラブ	昭和58. 2. 12	余裕教室	86	32
7	東谷山児童クラブ	昭和58. 2. 12	714	70	37
8	吉野児童クラブ	昭和58. 10. 15	649	62	54
9	大明丘児童クラブ	昭和59. 8. 20	159	52	52
10	伊敷児童クラブ	昭和60. 9. 25	余裕教室	82	44
11	西陵児童クラブ	昭和61. 1. 20	961	70	43
12	星峯西児童クラブ	昭和61. 11. 15	学校敷地内	70	50
13	谷山児童クラブ	昭和62. 9. 19	727	70	51
14	西谷山児童クラブ	昭和62. 11. 7	学校敷地内	63	47
15	吉野東児童クラブ	昭和63. 9. 17	826	83	50
16	武岡台児童クラブ	平成元. 7. 25	余裕教室	61	53
17	原良児童クラブ	平成元. 12. 16	283	54	41
18	星峯東児童クラブ	平成3. 12. 21	295	54	46
19	川上児童クラブ	平成4. 9. 1	215	54	39
20	西田児童クラブ	平成4. 9. 1	300	70	48
21	桜丘東児童クラブ	平成4. 9. 1	学校敷地内	70	53
22	宮川児童クラブ	平成4. 10. 3	195	54	30
23	錦江台児童クラブ	平成6. 4. 1	242	54	34
24	中山児童クラブ	平成6. 4. 1	1,120	70	54
25	桜丘西児童クラブ	平成6. 4. 1	163	54	32
26	皇徳寺児童クラブ	平成7. 4. 1	261	54	37
27	花野児童クラブ	平成7. 4. 1	207	54	43
28	福平児童クラブ	平成8. 7. 22	300	54	49

No.	施設名	設立年月日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	令和元.5.1現在 利用人員(人)
29	伊敷台児童クラブ	平成8.7.22	275	54	33
30	西紫原児童クラブ	平成8.7.22	300	70	52
31	武児童クラブ	平成9.4.1	学校敷地内	70	46
32	玉江児童クラブ	平成9.4.1	学校敷地内	54	46
33	和田児童クラブ	平成9.7.22	学校敷地内	83	51
34	中郡児童クラブ	平成10.7.22	学校敷地内	107	35
35	八幡児童クラブ	平成11.6.1	余裕教室	80	55
36	広木児童クラブ	平成13.4.1	280	64	56
37	宇宿児童クラブ	平成15.4.1	478	64	30
38	荒田児童クラブ	平成15.4.1	余裕教室	81	52
39	東桜島児童クラブ	平成15.4.1	余裕教室	79	7
40	谷山第二児童クラブ	平成16.4.1	谷山荘1F	52	41
41	坂元台児童クラブ	平成16.4.1	余裕教室	62	42
42	大籠児童クラブ	平成16.4.1	余裕教室	63	28
43	中洲児童クラブ	平成16.4.1	余裕教室	81	44
44	吉田児童クラブ	平成9.4.1	民間施設	104	10
45	本名児童クラブ	平成9.4.1	130	81	45
46	牟礼岡児童クラブ	平成7.4.6	保育園敷地内	81	37
47	桜峰児童クラブ	平成13.12.1	学校敷地内	63	17
48	瀬々串児童クラブ	平成14.4.1	余裕教室	83	45
49	中名児童クラブ	平成8.4.1	保育園内	87	19
50	前之浜児童クラブ	平成10.4.1	保育園敷地内	34	15
51	春山児童クラブ	平成10.4.1	807	100	54
52	石谷児童クラブ	平成14.4.1	396	80	46
53	郡山児童クラブ	平成11.4.1	保育園敷地内	131	47
54	八幡第二児童クラブ	平成17.4.1	学校敷地内	53	52
55	中山第二児童クラブ	平成17.4.1	1,120	70	54
56	桜洲児童クラブ	平成18.4.1	余裕教室	65	19
57	松元児童クラブ	平成18.4.1	学校敷地内	70	46
58	南方児童クラブ	平成18.4.1	学校敷地内	44	30
59	山下児童クラブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	50
60	吉野東第二児童クラブ	平成19.4.1	410	70	52
61	紫原第二児童クラブ	平成19.4.1	199	70	50
62	錦江台第二児童クラブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	41
63	桜丘西第二児童クラブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	42
64	吉野第二児童クラブ	平成20.4.1	498	70	58
65	武岡第二児童クラブ	平成20.4.1	余裕教室	61	49
66	西伊敷児童クラブ	平成20.4.1	学校敷地内	70	39
67	西紫原第二児童クラブ	平成20.4.1	300	70	52
68	武第二児童クラブ	平成21.4.1	学校敷地内	70	44
69	田上児童クラブ	平成21.4.1	146	70	54
70	西陵第二児童クラブ	平成21.4.1	961	70	42
71	向陽児童クラブ	平成21.4.1	学校敷地内	70	51
72	玉江第二児童クラブ	平成21.4.1	学校敷地内	70	48
73	小山田児童クラブ	平成21.4.1	余裕教室	30	35
74	東谷山第二児童クラブ	平成22.4.1	285	70	38
75	犬迫児童クラブ	平成22.10.1	学校敷地内	70	19
76	鴨池児童クラブ	平成23.4.1	学校敷地内	70	52

No.	施設名	設立年月日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	令和元.5.1現在 利用人員(人)
77	桜丘東第二児童クラブ	平成23.4.1	学校敷地内	70	53
78	伊敷台第二児童クラブ	平成23.4.1	余裕教室	61	44
79	谷山第三児童クラブ	平成23.4.1	727	70	49
80	中山第三児童クラブ	平成23.4.1	603	70	54
81	宮児童クラブ	平成23.4.1	コミュニティセンター	70	23
82	錫山児童クラブ	平成23.4.1	地域公民館	156	4
83	皆与志児童クラブ	平成23.10.1	民間施設2F	80	5
84	西田第二児童クラブ	平成24.4.1	300	70	47
85	喜入児童クラブ	平成24.4.1	学校敷地内	70	31
86	本城児童クラブ	平成24.4.1	吉田支所敷地内	64	15
87	清水第二児童クラブ	平成25.4.1	保育園2F	30	24
88	田上第二児童クラブ	平成25.4.1	学校敷地内	70	55
89	広木第二児童クラブ	平成25.4.1	余裕教室	61	55
90	星峯西第二児童クラブ	平成25.4.1	学校敷地内	70	47
91	吉野第三児童クラブ	平成26.4.1	民間施設	50	46
92	吉野東第三児童クラブ	平成26.4.1	506	70	53
93	向陽第二児童クラブ	平成26.7.7	学校敷地内	70	52
94	春山第二児童クラブ	平成26.7.7	学校敷地内	89	50
95	福平第二児童クラブ	平成26.7.7	学校敷地内	70	51
96	中山第四児童クラブ	平成26.7.7	1,120	70	52
97	平川児童クラブ	平成26.7.12	民間施設2F	122	26
98	明和第二児童クラブ	平成27.4.1	余裕教室	61	46
99	鴨池第二児童クラブ	平成27.4.1	余裕教室	61	51
100	花尾児童クラブ	平成27.4.1	余裕教室	63	23
101	原良第二児童クラブ	平成27.4.20	208	81	53
102	玉江第三児童クラブ	平成27.7.13	学校敷地内	70	47
103	星峯西第三児童クラブ	平成29.7.21	学校敷地内	83	47
104	川上第二児童クラブ	平成28.4.1	学校敷地内	83	41
105	坂元第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	61	33
106	坂元台第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	60	42
107	南児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	63	42
108	花野第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	61	44
109	玉江第四児童クラブ	平成28.4.1	学校敷地内	70	48
110	西谷山第二児童クラブ	平成28.4.1	学校敷地内	80	48
111	宮川第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	118	37
112	皇徳寺第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	61	44
113	生見児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	58	18
114	草牟田第二児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	60	41
115	紫原第三児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	61	48
116	西紫原第三児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	81	53
117	鴨池第三児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	61	51
118	吉野第四児童クラブ	平成29.4.1	民間施設	79	52
119	大明丘第二児童クラブ	平成29.4.1	民間施設	49	36
120	城南児童クラブ	平成29.4.1	児童センター	62	48
121	城南第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	62	45
122	原良第三児童クラブ	平成29.4.1	208	81	45
123	武岡第三児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	61	44
124	西陵第三児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	63	44

No.	施設名	設立年月日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	令和元.5.1現在 利用人員(人)
125	中洲第二児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	66	34
126	中郡第二児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	123	51
127	南第二児童クラブ	平成29.4.1	児童センター	62	24
128	向陽第三児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	83	51
129	伊敷第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	61	36
130	西谷山第三児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	80	46
131	喜入第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	88	39
132	川上第三児童クラブ	平成29.7.1	学校敷地内	83	41
133	春山第三児童クラブ	平成29.7.21	学校敷地内	89	49
134	石谷第二児童クラブ	平成29.7.21	414	103	43
135	和田第二児童クラブ	平成29.7.21	余裕教室	32	25
136	星峯西第四児童クラブ	平成27.7.13	校区公民館	81	40
137	星峯東第二児童クラブ	平成29.7.21	余裕教室	61	35
138	松元第二児童クラブ	平成29.9.19	520	83	16
139	吉野東第四児童クラブ	平成29.10.14	826	83	46
140	武岡台第二児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	61	25
141	南第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	63	42
142	宇宿第二児童クラブ	平成30.4.1	478	83	32
143	向陽第四児童クラブ	平成30.4.1	学校敷地内	83	46
144	西伊敷第二児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	62	38
145	伊敷台第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	61	44
146	松元第三児童クラブ	平成30.4.1	520	83	14
147	東谷山第三児童クラブ	平成30.4.1	714	83	29
148	東谷山第四児童クラブ	平成30.4.1	714	83	29
149	桜丘西第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	87	43
150	中山第五児童クラブ	平成30.4.10	民間施設	74	33
151	玉江第五児童クラブ	平成30.5.1	余裕教室	63	44
152	清水第三児童クラブ	平成30.7.20	余裕教室	36	30
153	福平第三児童クラブ	平成30.7.21	民間施設	114	41
154	吉野第五児童クラブ	平成31.4.1	民間施設	87	22
155	大龍第二児童クラブ	平成31.4.1	余裕教室	63	40
156	草牟田第三児童クラブ	平成31.4.1	校区公民館	25	17
157	宇宿第三児童クラブ	平成31.4.1	478	83	34
158	和田第三児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	53
159	錦江台第三児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	38
160	錦江台第四児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	36
161	坂元第三児童クラブ	平成31.4.13	余裕教室	61	45
162	谷山第四児童クラブ	平成31.4.15	谷山荘1F	52	40
163	坂元台第三児童クラブ	平成31.4.22	余裕教室	62	41
合 計					6,690

(18) 児童クラブ施設整備事業（昭和52年度から実施）

目 的 待機児童の解消等を図るため、児童クラブの施設を整備する。

予 算 額 令和元年度 70,591千円

(19) 放課後児童健全育成補助事業（平成11年度から実施）

目 的 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費及び市が運営を委託している児童クラブとの保護者負担金差額等について補助を

行い、当該法人等の事業の促進を図ることにより、児童の健全な育成を図る。

補助対象者 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

予算額 令和元年度 175,032千円

(20) ちびっこ広場管理・整備事業（市単独事業 昭和42年度から実施）

目的 小学校低学年以下のこどもの身体面の発育及び精神面の発達を助長するとともに、路上の遊びを防止することを趣旨として、近所の空地等を利用して、安全で楽しく、明るく過ごすことができるために設置する。

施設 ① ブランコ ② 滑台 ③ スプリング遊具 ④ ベンチ
⑤ 必要と認める外柵 ⑥ 市長が必要と認めるもの

予算額 令和元年度 10,284千円

設置状況 (単位：カ所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置	1	0	0	0
廃止	0	2	1	0
年度末広場数	98	96	95	95

(21) 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（国の制度 平成6年度から実施）

内容 保護者の疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、事故等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童及び一時的に保護を必要とする母子を児童福祉施設で一時的に養育・保護する。

期間 原則として7日以内

費用 (平成31.4.1現在)

区分		1日当たりの費用	費用負担	
			保護者負担分	市負担分
生活保護世帯	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円	1,500円
市町村民税非課税世帯	母子・父子家庭	2歳未満の児童	10,700円	0円
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円	1,500円
母子・父子家庭以外	2歳未満の児童	10,700円	1,100円	9,600円
	2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	300円	1,200円
その他の世帯	母子・父子家庭	2歳未満の児童	10,700円	1,100円
	2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	300円	1,200円
母子・父子家庭以外	2歳未満の児童	10,700円	5,350円	5,350円
	2歳以上の児童	5,500円	2,750円	2,750円
	緊急一時保護の母親	1,500円	750円	750円

予 算 額 令和元年度 3,238千円

・夜間養護等（トワイライト）事業（国の制度 平成16年度から実施）

内 容 保護者が仕事の都合等により、平日の夜間や休日に不在となり家庭において児童に対する生活指導や家事の面等で困難が生じている場合に、その児童を児童福祉施設で保護し、生活指導や食事の提供等を行う。

利用時間 ① 夜間養護事業 夕方～午後10時まで（基本分）
（宿泊を伴った場合の午後10時以降翌朝までは宿泊分）

② 休日預かり事業 朝～夕方（おおむね午後6時）

費 用 (平成31. 4. 1 現在)

区 分		1日当たりの費用(円)	費用負担(円)			
			保護者負担分	市負担分		
生活保護世帯	夜間養護事業	基本分	1,500	0	1,500	
		宿泊分	1,500	0	1,500	
	休日預かり事業	2,700	0	2,700		
市町村民税非課税世帯	母子・父子家庭	夜間養護事業	基本分	1,500	0	1,500
		宿泊分	1,500	0	1,500	
	休日預かり事業	2,700	0	2,700		
母子・父子以外	夜間養護事業	基本分	1,500	300	1,200	
		宿泊分	1,500	300	1,200	
	休日預かり事業	2,700	350	2,350		
その他の世帯	母子・父子家庭	夜間養護事業	基本分	1,500	300	1,200
		宿泊分	1,500	300	1,200	
	休日預かり事業	2,700	350	2,350		
母子・父子以外	夜間養護事業	基本分	1,500	750	750	
		宿泊分	1,500	750	750	
	休日預かり事業	2,700	1,350	1,350		

予 算 額 令和元年度 15千円

(22) にこにこ子育て応援隊支援事業（平成19年度から実施）

目 的 本市全体で子育てを応援する気運を高め、市と市民、市民活動団体、事業者等が協働し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めることを目的とする。

概 要 ささまざまな分野・地域で子育てを応援する市民活動団体や事業者等に「にこにこ子育て応援隊」に加入していただき、地域における子育て支援を推進するとともにそれらの活動の促進を図る。

にこにこ子育て応援隊の種類

- ① 地域みんなで応援隊
地域で子育てに対する不安感等を緩和する活動を行う市民活動団体等
- ② 職場のパパママ応援隊
従業員が子育てしやすいように職場環境を整える事業者
- ③ お出かけラク！トク！応援隊（県子育て支援パスポート事業協賛店舗等）
買物時の割引など、子育て家庭に配慮する店舗や施設等

子育て支援パスポートの交付

お出かけラク！トク！応援隊が提供するサービスを受けるために必要な子育て支援パスポートを交付する。

対 象 満18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠している方がいる世帯

予 算 額 令和元年度 145千円

(23) 子育てサポーター養成事業（平成19年度から実施）

目 的 地域における子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境の整備を図るため、市民の方々が、自らの経験等を活かしてさまざまな子育て支援を行う「子育てサポーター」を市主催のイベントや子育て支援施設等に派遣するほか、スキル向上のため、国の子育て支援員研修制度に基づき「現任研修」を実施する。

事業内容 現任研修（机上講座1回）

対 象 子育てサポーター等と市内在住の子育て支援員研修修了者

受 講 料 無料

予 算 額 令和元年度 595千円

(24) 子育て支援ネットワーク推進事業

目 的 すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

事業内容 ① 子育て支援ネットワーク会議の運営

② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用

③ かごしま市子育てガイドの発行（広告掲載による無料発行）

予 算 額 令和元年度 2,156千円

(25) 子育てサークル支援事業（平成13年度から実施）

目 的 子育て等に関して地域での交流の活性化を図るために活動する子育てサークルに対し、その活動を支援する。

予 算 額 令和元年度 5,194千円

(26) 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業（平成13年度から実施）

目 的 鹿児島市が設置運営する社会福祉施設（保育所、いしき園、喜入園）の利用者からの苦情を解決するにあたり、社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応並びに苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員（3人）を設置する。

予 算 額 令和元年度 54千円

(27) 私立幼稚園等の運営に対する助成事業（令和元年度予算 197,875千円）

私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進す

るため、私立幼稚園等及び私立幼稚園協会の運営費、教育・保育職員等の研修費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費等の助成を行う。

(28) 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業（令和元年度予算 11,656千円）

私立幼稚園等の環境整備を図り、就学前教育をより一層充実するため、園舎の新・増・改築、屋外教育環境の整備、大型遊具・大型備品を設置しようとする園に経費の一部を補助する。

(29) 私立幼稚園障害児教育補助事業（令和元年度予算 3,920千円）

障害児に対し、就園の機会拡充や、障害の種類程度に応じた教育を図るため障害児が在園する私立幼稚園で県の補助対象になっていない園に補助する。

園児1人に対し 392,000円

(30) 幼稚園就園奨励費補助事業（令和元年度予算 604,645千円）

父母の経済的負担を軽減し、幼児教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園（3、4、5歳児）に就園させている世帯の所得状況に応じて施設型給付を受けない幼稚園が保育料等を減免した場合、設置者に補助する。

本事業では、市民税の課税額により、次の段階に分けて補助する。（市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除適用前）

なお、本年10月以降は、所得・世帯構成等にかかわらず、月額25,700円を上限に補助する。

補助される額		補助限度額（年額）					
		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
区 分		(第1番目)	(第2子) (新第2子)	(第3子以降) (新第3子以降)	(第1子)	(第2子) (新第2子)	(第3子以降) (新第3子以降)
A	生活保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円			
B	平成30年度市民税非課税となる世帯及び市民税所得割非課税（均等割のみ）世帯	272,000円	308,000円				
C	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円		272,000円	308,000円	
D	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円		※ひとり親世帯等で、B区分・C区分に該当する世帯は補助額が上記の額となる。		
E	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が211,200円を超え241,300円以下の世帯	31,000円	154,000円				
F	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が241,300円を超え271,300円以下の世帯	15,500円					
G	上記区分以外の世帯	-					

※第1子とは1人就園の場合及び同一世帯から2人以上同時就園している場合の1人目、第2子、第3子とは、同一世帯から同時に2人以上就園している園児がい

る場合の2人目、3人目（3人目以降）を指す。新第2子、新第3子とは同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合の小学校3年生までの最年長者から数えて2人目、3人目（3人目以降）を指す。ただし、C区分（市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯）以下の世帯においては、年齢にかかわらず兄・姉及び保護者と生計を一にするその他の者（（1）保護者に監護される者、（2）保護者に監護されていた者及び（3）保護者又はその配偶者の直系卑属で（1）（2）に該当しない者）の最年長者から数えて2人目、3人目（3人目以降）をそれぞれ新第2子、新第3子とする。（第2子、第3子に該当する者を除く。）

(31) 多子世帯保育料等軽減事業（私立幼稚園）（令和元年度予算 232千円）

私立幼稚園に第3子以降の子どもを就園させている多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養している世帯）の経済的負担を軽減するため、保育料等から私立幼稚園就園奨励費により減免された部分を除く保護者負担分について一定の割合で幼稚園が減免した場合、設置者に補助する。

○ 対象となる園児は以下の項目のいずれにも該当する者

- ・私立幼稚園に就園し、私立幼稚園就園奨励費の受給対象となっている子
- ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する子
- ・市民税所得割課税額が97,000円未満の世帯に属する子

(32) 家庭児童相談員設置事業（昭和45年度から実施）

目 的 家庭における適正な児童養育，その他家庭児童の福祉向上を図るための相談・助言・指導を行う。

相 談 員 3人

予 算 額 令和元年度 8,536千円

(33) 児童虐待対策事業（平成13年度から実施）

目 的 児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

事業内容 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が情報を共有しながら、適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、防止のための啓発活動を行う。

- ① 代表者会議の開催
 - ・年1回以上開催予定
 - ・各機関の代表者が問題意識の共有や地域協議会の全体的な事項を協議する。
- ② 子ども相談連絡部会の運営
- ③ 児童虐待等の通告への対応
 - ・実務者会議の開催
 - ・個別ケース検討会議の開催
- ④ 児童虐待防止のための啓発活動

- ・街頭キャンペーンの実施
- ・啓発ポスター、チラシの作成等

予 算 額 令和元年度 1,381千円

(34) 愛の福祉基金（市単独事業 昭和56年度から実施）

篤志家からの寄附金を基金に積み立て、その運用利息等を市民福祉の増進のために役立てる。

基金総額 255,717,451円（平成31年3月末現在）

事業内容 母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに図書カードを贈呈する。

児 童 数 約700人

贈 呈 額 1人当たり1万円分の図書カード

予 算 額 令和元年度 9,105千円

(35) 婦人相談員設置事業（国の制度 昭和33年1月から実施）

女性の身上や生活の相談、助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行い女性保護を図る。

相 談 員 3人

予 算 額 令和元年度 8,629千円

(36) 母子・父子自立支援員設置事業（平成20年度から国補助事業 昭和62年度から実施）

目 的 ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図る。また、児童扶養手当受給者に対し、個々のニーズに対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を促進する。

対 象 者 母子家庭、父子家庭、寡婦等

相 談 員 6人

予 算 額 令和元年度 15,223千円

(37) ひとり親家庭等生活支援事業（国の制度 平成8年度から実施）

目 的 ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り、地域での生活を支援する。

事業内容 ・一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護、保育等を行う。

・育児や健康管理などについての生活支援講習会を開催する。

・緊急・一時的に必要な小口資金の貸付を行う。（委託）

委 託 先 市母子寡婦福祉会

予 算 額 令和元年度 2,607千円

(38) 母子家庭等自立支援事業（国の制度 就業支援講習会 平成8年度から実施，
自立支援給付金事業 平成16年度から実施）

目的 就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等を支給することにより，母子家庭等の就労活動を支援し，自立の促進を図る。

事業内容 ・就業に結びつく可能性の高い技能，資格を取得するための就業支援講習会を実施する。
・自主的に行う職業能力の開発のための講座を受講した者に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給する。
・就職に有利な資格取得を促進するため，当該資格に係る養成訓練の受講に対して「高等職業訓練促進給付金」等を支給する。
・高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した者に対し給付金を支給する。

予算額 令和元年度 88,121千円

(39) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付制度）

目的 ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，その福祉の増進を図る（母子福祉資金，父子福祉資金，寡婦福祉資金）。

貸付金の種類 修学資金，就学支度資金，修業資金，就職支度資金，技能習得資金，生活資金，住宅資金，事業開始資金，事業継続資金，転宅資金，結婚資金，医療介護資金

予算額 令和元年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 56,747千円

(40) 育児支援家庭訪問事業（国の制度 平成17年度から実施）

目的 児童の養育について支援が必要でありながら，積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し過重な負担がかかる前の段階において，訪問による支援を実施することにより，当該家庭において安定した児童の養育を図る。

予算額 令和元年度 5,111千円

(41) 児童扶養手当（国の制度 昭和37年1月から実施）

目的 離婚等により父又は母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることにより，当該児童の福祉の増進を図る。

手当額

	1人	2人	3人
全部支給	月額42,910円	月額53,050円	月額59,130円
一部支給	所得に応じて 月額42,900円～ 10,120円まで	所得に応じて 1人の手当額に 10,130円～5,070円 までを加算した金額	所得に応じて 2人の手当額に 6,070円～3,040円 までを加算した金額

対象児童が4人以上のときは，1人増えるごとに3人目の加算額と同額を加算

実 績				
区 分 \ 年 度	平成27	平成28	平成29	平成30
新規受付件数（件）	872	820	829	757
受給権者数（人）	7,115	7,008	6,909	6,845
<p>予 算 額 令和元年度 4,043,673千円</p> <p>(4) 市民福祉手当（遺児等修学手当）（市単独事業 昭和45年度から実施）</p> <p>目 的 遺児等を養育している者に市民福祉手当を支給することにより、当該児童の福祉の増進を図る。</p> <p>遺児等（対象者5,928人）（令和元年度予算人員）</p> <p>4月1日現在で1年以上本市に住所を有し、父母の一方若しくは両方がいない児童又はこれに準ずる状態にあると市長が特に認める児童で義務教育中の者〔父又は母がその児童の養育にあたることができる者と婚姻関係（事実上の婚姻を含む）にあり、かつ同一世帯に属する児童は除く〕</p> <p>平成25年度から所得制限（児童手当と同額）を設け、制限額以上の者は手当を半額とする。</p> <p>支 給 額 1人につき 年額24,000円</p> <p>予 算 額 令和元年度 143,590千円</p> <p>(43) 児童手当（国の制度 昭和47年1月から実施、平成24年4月制度改正）</p> <p>目 的 中学校修了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。</p> <p>対 象 者 中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している者</p> <p>手 当 額 児童1人につき</p> <p>3歳未満の児童 月額15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前の児童（第1子・第2子） 月額10,000円</p> <p>〃 （第3子以降） 月額15,000円</p> <p>中学生 月額10,000円</p> <p>上記にかかわらず所得制限限度額以上の場合 月額 5,000円</p>				
実 績				
区 分 \ 年 度	平成27	平成28	平成29	平成30
受給者数（人）	45,935	45,503	45,334	45,311
延児童数（人）	922,581	919,000	918,342	914,242
予 算 額 令和元年度 10,063,430千円				

(44) こども医療費助成制度（昭和48年7月から実施・昭和48年10月から県補助事業）

目的 こどもの健康と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する。
対象者 中学3年生までのこども（※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成内容 ① 3歳未満 保険診療による一部負担金の額を助成
② 3歳～中学3年生まで 保険診療による一部負担金の額から、1カ月2,000円を差し引いた額を助成。ただし市町村民税非課税世帯については、3歳未満のこどもと同様に保険診療による一部負担金の額を助成。

※ 付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

※ 平成30年10月から市町村民税非課税世帯の未就学児に対し、医療機関等における窓口負担をなくす制度を導入。

予算額 令和元年度 1,444,682千円

(45) 母子・父子家庭等医療費助成制度

（昭和56年10月から実施・平成7年8月から県補助事業）

目的 母子・父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

対象者 ① 現に児童を扶養している母子家庭の母
② 現に児童を扶養している父子家庭の父
③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童
④ 父母のいない児童

※ 児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害の状態にある者をいう。

所得の制限額を超える者及び他の法令による医療費の助成を受けている者を除く。

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成する。ただし、付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

予算額 令和元年度 340,378千円

(46) こんには赤ちゃん事業（平成20年度から実施）

事業内容 生後4カ月までの乳児のいる家庭に保健師などの訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。（新生児・妊産婦訪問指導事業とこんに

ちは赤ちゃん事業を併せて乳児家庭全戸訪問とする。）

予 算 額 令和元年度 5,704千円

(47) 妊婦健康診査・健康相談事業（昭和24年度から実施）

事業内容 妊産婦やその配偶者（乳幼児の父親）への妊娠・出産・育児に対する保健指導を行い、また、健康診査を実施することにより、安全な分娩と健康な子どもの出生を図る。特に、妊娠・出産の安全性の確保及び妊婦健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施する。

経 過 平成20年度 公費負担回数を3回から5回へ、超音波検査の年齢制限をなくし、毎回実施

平成21年度 公費負担回数を5回から14回へ、県外里帰り中の健診に対する償還払いを開始

予 算 額 令和元年度 533,434千円

(48) 子どもすこやか安心ねっと事業（平成13年度から実施）

事業内容 子どもの発達障害の早期発見、早期支援のため、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す。

経 過 平成26年度 乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援開始

予 算 額 令和元年度 29,133千円

(49) 不妊に悩む方への特定治療支援事業（平成16年度から実施）

事業内容 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

経 過 平成27年度 初回の助成上限額を20万円から30万円に拡充し、新たに男性不妊治療の助成を開始

令和元年度 男性不妊治療初回助成上限額を15万円から30万円に拡充

予 算 額 令和元年度 120,386千円

(50) 不妊専門相談センター設置事業（令和元年度から実施）

事業内容 不妊や不育症について悩む夫婦等が気軽に相談できる不妊専門相談センターを設置し、適切な支援体制を構築する。

予 算 額 令和元年度 558千円

(51) 小児慢性特定疾病医療費助成事業（平成8年度から実施）

事業内容 小児慢性疾病のうち、特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も大となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することになるため、小児慢性特定疾病の医療費助成事業を行い、もってその研究を推進し、医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費の負担軽減にも資することを目的として実施する。

経過 平成27年1月 制度改正により対象疫病が514疫病から704疫病となる。

平成29年4月 対象疫病が722疫病となる。

平成30年4月 対象疫病が16群756疫病となる。

予算額 令和元年度 176,268千円

(52) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成26年度から実施）

事業内容 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言等を行うとともに、自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う自立支援員を設置する。

経過 平成26年度 医療、保健、福祉の関係者と教育機関等が連携した協議会を新たに設置し、環境整備を行うとともに、子どもと家族のための療養生活ガイドブックを作成

平成27年度 協議会の運営、ガイドブックの配布に加え、自立支援員の設置、小児慢性特定疾病支援員を配置

平成28年度 自立支援事業研修会に加えガイドブックの作成・配布を行う。

予算額 令和元年度 4,534千円

(53) 妊娠・出産包括支援事業（平成27年度から実施）

事業内容 ① 子育て世代包括支援センター運営（平成27年度）

5保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけ、情報提供、関係機関との連携・相談支援等を行う。

- ・母子保健支援員の配置（平成28年度）
- ・母子保健サポーターによる地域母子保健活動強化（平成28年度）
- ・地域連携協議会の開催（平成28年度）

② 産後ケア事業（平成8年度）

産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦を対象に、助産所への入所による保健指導を行う。

- ・日帰り型を新設し、利用期間の延長を行う。（平成28年度）

③ ママのほっとスペース事業（平成18年度）

育児に対する不安を抱える母親を対象に、心理相談員や保健師・助産師が個別相談をしたり、親同士の交流の場をもち、母親への心の支援を行う。

- ・ぶれママのほっとスペース事業（平成28年度）

予算額 令和元年度 51,947千円

(54) 産婦健康診査事業（平成30年度から実施）

事業内容 産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、出産後間もない

母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産婦健康診査を実施し、産後の支援の強化を図る。

予 算 額 令和元年度 57,521千円

(55) 未来を守るミルク支給事業（平成30年度から実施）

事業内容 HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルスI型）の母子感染を予防するため、乳児用ミルクを支給するほか、妊産婦の健康保持増進と乳児の健全な発育・発達促進を図る。

予 算 額 令和元年度 5,993千円

(56) 不育症治療費助成事業（平成30年度から実施）

事業内容 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療に要する費用の助成を行う。

予 算 額 令和元年度 1,700千円

(57) 子どもの未来応援事業（平成29年度から実施）

目 的 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう子どもの貧困対策を推進する。

事業内容 ①子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金

（令和元年度） 子ども食堂を実施する団体が、参加者等のためのボランティア行事用保険に加入した際の保険料に対し、助成を行う。

②子どもの貧困対策講演会

子どもの貧困問題について、市民を対象とした講演会を開催し、意識啓発を行う。

予 算 額 令和元年度 955千円

(58) 児童相談所設置検討事業（平成30年度から実施）

事業内容 児童虐待対策を強化するとともに、子育て支援として相談しやすい体制のさらなる充実を図るため、児童相談所の設置について、基本的な考え方をまとめた基本構想及び基本計画を策定する。

予 算 額 令和元年度 8,291千円

(59) ひとり親家庭等総合相談会事業（令和元年度から実施）

事業内容 ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。

予 算 額 令和元年度 990千円

(60) 未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除みなし適用（平成28年度から実施）

事業内容 未婚のひとり親家庭に対し、保育料などひとり親家庭の子育て支援につながる事業において、寡婦（夫）控除のみなし適用を行う。（50事業）

(61) イクボス推進会議開催事業

目 的 仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進

同盟への参加企業の増加等を図る。

予 算 額 令和元年度 599千円

7 結婚支援

少子化の大きな要因と言われる「未婚化・晩婚化」への対応策として、結婚を希望する人たちに対して出会いの場を提供するとともに、次世代を担う若者への意識啓発を図る。

(1) 婚活サポート事業

概 要 市民の相談に応じて結婚のあっ旋を行うために、結婚相談所を管理運営するとともに、登録者を対象とした婚活応援セミナーを開催する。

予 算 額 令和元年度 9,204千円

結婚相談所（昭和36年4月1日開設）

所 在 地 中央町10番地（キャンセビル7階）

職 員 嘱託4人

開所時間 午前11時～午後8時

休 所 日 月曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

業 務 結婚の紹介、あっ旋
健全な婚姻思想の普及
その他、結婚相談に関すること

登録手続 登録カード、閲覧カード、スナップ写真（2か月以内に1人で写ったポーズの違う普通サイズのもの3枚）、本人確認ができるもの提示（運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など）

使用料及び手数料 無料

(2) 出会い・ふれあい企業対抗運動会開催事業

目 的 企業対抗運動会及び参加者交流会を開催し、結婚を希望する人たちに対して、一企業の枠を越えた出会いの場を提供するとともに、家族での参加も促すことで、子育て世代の交流を図る。

予 算 額 令和元年度 6,306千円

(3) 学生による挙式プロデュース事業

目 的 学生が挙式のプロデュースを行い、感動や喜びを自身で体験することで、結婚に対する気運の醸成を図る。

予 算 額 令和元年度 1,010千円

(4) ライフデザインセミナー開催事業

目 的 大学生や新入社員等を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

内 容 ライフデザインセミナー及び大学との連携によるシンポジウムの開催

予 算 額 令和元年度 880千円

(5) 出会いサポートイベント開催事業

目 的 結婚を希望する人に対し、出会いの場を提供するイベントを開催し、
婚活をサポートする。

予 算 額 令和元年度 3,208千円

8 生活保護

(1) 保護状況（令和元年度予算額 扶助費 26,154,489千円）

区 分	平成29年度（月平均）			平成30年度（月平均）			前年度 対 比 (人員)
	世帯数	人 員	扶 助 額	世帯数	人 員	扶 助 額	
生 活 扶 助	世帯 10,590	人 13,929	千円 638,826	世帯 10,482	人 13,680	千円 601,926	% 98.2
住 宅 扶 助	9,954	12,887	296,814	9,931	12,741	295,053	98.9
教 育 扶 助	633	977	11,112	598	905	9,205	92.6
介 護 扶 助	2,371	2,441	41,032	2,459	2,524	42,464	103.4
医 療 扶 助	10,999	14,058	1,188,217	10,931	13,871	1,204,685	98.7
出産・生業・葬祭扶助	331	372	9,664	317	357	9,090	96.0
就労自立給付金	4	6	278	3	4	238	66.7
進学準備給付金	-	-	-	5	5	808	-
扶 助 実 数	11,604	15,158	2,185,943	11,557	14,996	2,163,469	98.9

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減
1人当たり扶助額(月額)	144,211円	144,270円	59円
1世帯当たり扶助額(月額)	188,378円	187,200円	△1,178円
月 平 均 保 護 率	25.6%	25.4%	△0.2%
全 国 平 均 保 護 率	16.8%	16.6%	△0.2%
月 平 均 世 帯 数	11,604世帯	11,557世帯	△47世帯
月 平 均 人 員	15,158人	14,996人	△162人
月処理 件数 平均数	開 始	90件	0件
	廃 止	93件	△2件
	却 下	4件	3件

(2) 生活保護の推移（指数については、平成26年度を100とする）

区 分	年 度		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
	世 帯	世帯					
保護実数 (月平均)	指 数	世帯	11,476	11,591	11,592	11,604	11,557
	指 数	人員	100.0	101.0	101.0	101.1	100.7
	人 員	人	15,627	15,569	15,367	15,158	14,996
	指 数		100.0	99.6	98.3	97.0	96.0

区 分		年 度		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
		金 額	千円	26, 536, 147	26, 768, 097	26, 202, 399	26, 231, 320	25, 961, 628
保 護 費 (年 額)	指 数			100. 0	100. 9	98. 7	98. 9	97. 8
	月 額	円		192, 693	192, 449	188, 365	188, 378	187, 200
一 世 帯 携 帯 扶 助 額 (月 額)	指 数			100. 0	99. 9	97. 8	97. 8	97. 1
	本 市	%		26. 0	25. 9	25. 7	25. 6	25. 4
保 護 率 (千 分 比)	本 県	%		19. 5	19. 4	19. 4	19. 2	19. 0
	全 国	%		17. 1	17. 1	16. 9	16. 8	16. 6

(3) 保護施設（生活保護法による施設）

区分 施設名	施 設			入所状況(平成30年度中)		令和元年度 予 算 額	職 員
	設 置	敷 地	建 物	定 員	月 平 均 入 所 者 数		
救護施設	市立いしき 園の項参照	m ² 26, 221	m ² 1, 639	人 60	人 25. 7	千円 154, 509	15(3)人 (再任用)

（いしき園）この救護施設は生活保護法に基づく施設で県下唯一の施設である。

入所対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者（寛解者）等で日常生活が困難なため、要保護者として実施機関より措置（委託）された者

9 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業（国の制度 平成27年度から実施）

目 的 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

内 容 生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。また、生活支援コーディネーターを配置し、窓口へ来られない生活困窮者等に対する訪問支援等を行う。

予算額 令和元年度 17, 622千円

(2) 家計改善支援事業（国の制度 令和元年度から実施）

内 容 相談者の家計状況の「見える化」によって根本的課題を把握し、関係機関と連携して債権等の整理を図る。

予算額 令和元年度 85千円

(3) 就労準備支援事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

予算額 令和元年度 972千円

(4) 住居確保給付金（国の制度 平成27年度から実施）

内 容 生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対して支給する。

予算額 令和元年度 850千円

(5) 子ども学習サポート事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない小学校5・6年生、中学生への学習支援を、教員OBや大学生等の協力により実施する。

予算額 令和元年度 6,364千円

(6) 生活・就労支援センターかごしま（平成28年度に開設）

内 容 生活・就労支援センターかごしま内に設置したハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等へワンストップでの支援を行う。

10 保健衛生

鹿児島市保健所	山下町11番1号
北部保健センター	吉野町3275番地3
東部保健センター	山下町11番1号
西部保健センター	永吉二丁目21番6号
中央保健センター	鴨池二丁目25番1-11号
南部保健センター	西谷山一丁目3番2号
吉田地区保健センター	本城町1687番地2
桜島地区保健センター	桜島藤野町1456番地1
松元地区保健センター	上谷口町2883番地
郡山地区保健センター	郡山町141番地
喜入地区保健センター	喜入町6100番地
食肉衛生検査所	下福元町7852番地
保健環境試験所	鴨池二丁目22番18号
動物管理事務所	田上町3910番地

(1) 生活衛生

① 業務内容

ア 広報・教育・調査

- 保健所行事広報，衛生教育，人口動態調査その他保健衛生に関する調査
- イ 監視・指導・取締
 - 医事，薬事，毒物劇物，環境衛生，食品衛生，家庭用品衛生，温泉，化製場等
 - ウ 許認可免許手続
 - 営業関係許認可，診療所等の開設許可，医療従事者等の免許手続
 - エ 犬・猫関係
 - 犬の登録，狂犬病予防注射，飼い方の指導，放し飼い犬等の捕獲，猫の引取り

② 活動状況

ア 食品衛生

食品衛生営業許可事務取扱件数 (平成30年度)

区分	飲食店	喫茶店	食販 肉売	魚介類 販売	水販	雪売	乳類 販売	菓類 販売	菓子 製造	その他	計
申請	2,263	237	205	189		1	202		153	87	3,337
許可	2,247	244	207	189		1	206		152	79	3,325
現在数	6,945	714	746	691		8	942		551	596	11,193

監視指導延件数 5,865件

イ 環境衛生

環境衛生営業許可事務取扱件数 (平成30年度)

区分	旅館	興行 場	仮興 行 設場	公衆 浴場	理容 所	出張 理容	美容 所	出張 美容	クニ ンゲ ル所	特建 築 定物	建登 録 物業	温泉			計
												掘削	動力 装置	利用 許可	
申請又は届出	19	0	2	2	13	3	76	14	15	3	21	3	0	4	175
許可又は確認	17	0	2	0	13	3	82	14	13	2	21	3	1	3	174
現在数	184	16	0	132	534	27	1,261	97	412	199	164	※266	234	190	3,716

監視指導延件数 781件 (※泉源数)

ウ 統計届出

人口動態取扱件数 (平成30年度)

出生	死亡	死産	婚姻	離婚
5,571	6,104	173	3,182	1,123

エ 犬の登録頭数ほか (平成30年度)

区分	犬の 登録	狂子 防注 犬病 射	放捕 飼獲 犬等 の頭 数	犬引 取頭 の数	畜犬 証明	返還 頭数	咬傷 届数	措置 命令	猫引 取頭 の数
件数	1,987	18,511	125	43	8	77	20	0	759

オ 第一種動物取扱業登録数及び特定動物飼養保管許可数（平成30年度）														
区分	第一種動物取扱業登録数						特定動物飼養保管許可数							
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	その他								
件数	78	105	2	15	12	0	43							
カ 化製場等施設数（平成30年度）														
区分	施設別 化製場	死亡 取扱場	準用 施設	飼養許可畜舎（指定区域内）										
				牛	馬	豚	鶏	あひる	犬	山羊	めん羊	合計		
現在施設数	6	1	2	3	4	2	3	1	9	1	1	24		
監視指導数	2	1	2	6	7	3	6	2	11	2	2	39		
キ 食鳥処理場施設数（平成30年度）														
区分			施設別				大規模				認定小規模			
現在施設数							2				11			
監視指導数							13回				38回			
③ 医療関係														
ア 医師，歯科医師及び薬剤師数（平成28.12.31現在）														
医師 2,510人 人口10万人当たり419.0人														
歯科医師 731人 〃 122.0人														
薬剤師 1,550人 〃 258.8人														
（資料 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」）														
イ 病床数（平成31.4.1現在）														
14,404床（助産所を除く）														
人口10万人当たり 2,421床														
ウ 市内医療施設（平成31.4.1現在）														
区分	経営主体		国	県	市	左記を除く 公的医療施設	医療法人等	個人	計					
	病院数	病床数												
病院	病院数		2		1	3	83	1	90					
	一般床		1,022		568	344	4,677	60	6,671					
	療養床					30	2,699		2,727					
	結核床		13				40		53					
	精神床		40				3,259		3,299					
	感染症床		1		6				7					
計	床		1,076		574	374	10,675	60	12,759					
一般診療所	無床診療所数		3	3	8	4	294	130	442					
	診療所数						97	8	105					
	一般床						1,353	84	1,437					
	療養床						199	9	208					
計	床					1,552	93	1,645						

区分		経営主体		国	県	市	左記を除く 公的医療施設	医療法人等	個人	計
		無床診療所数	有床診療所数							
歯科診療所	無床診療所数							100	278	378
	有床診療所数									
助産所	無床助産所数							1	67	68
	有床助産所数							2	2	4
	入所数	床						17	10	27
エ 市内医療関連施設（平成31. 4. 1 現在）										
		薬局		店舗販売業		衛生検査所		施術所		歯科技工所
施設数		349		133		8		921		132
オ 地域救急医療										
(ア) 初期救急医療（一般的な疾病・けがに対応）										
休日在宅当番医制・夜間急病センター・歯科救急医療（休日等歯科診療・夜間歯科診療）・夜間救急薬局・かかりつけの病院・診療所										
a 休日在宅当番医制（昭和42年3月から実施）										
(a) 日曜、祝日、8/14・8/15、12/31～1/3の午前9時～午後6時										
(b) 9診療科目を当番医制で配置										
b 夜間急病センター（平成18年4月1日供用開始）										
設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階										
(a) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3は午後6時～翌朝7時）										
※眼科、耳鼻いんこう科は午後11時まで										
(b) 診療科目 内科・小児科・外科・眼科・耳鼻いんこう科・産婦人科										
※眼科、耳鼻いんこう科、産婦人科はオンコール制										
c 歯科救急医療（休日：昭和54年3月から 夜間：平成4年4月から実施）										
○休日歯科診療（在宅当番医制）										
(a) 日曜、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3の午前9時～午後4時										
(b) 1歯科診療所を当番医制で配置（5/3～5/5、8/13～8/15、12/29～1/3は2ないし3歯科診療所）										
○夜間歯科診療（在宅当番医制）										
(a) 毎日 午後6時～午後11時										
(b) 1歯科診療所を当番医制で配置（5/3～5/5、8/13～8/15、12/29～1/3は2歯科診療所）										
d 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局（平成5年7月から実施）										
設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階										
(a) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3は										

午後6時～翌朝7時)

- (イ) 第二次救急医療（初期救急医療機関から要請を受けて、特に入院加療を要する重症患者に対応）
- a 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」（昭和59年6月から実施）
 - (a) 毎日 24時間体制
 - (b) 診療科目 内科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・消化器外科・呼吸器外科・婦人科・放射線科・麻酔科・ペインクリニック内科・救急科・病理診断科・リハビリテーション科・緩和ケア内科（計16科目）
 - (ウ) 第三次救急医療（第二次救急医療機関から要請を受けて、特に頭部外傷・脳卒中・未熟児・心筋梗塞等の直ちに救命処置を要する重篤患者に対応）
 - a 鹿児島市立病院救命救急センター・成育医療センター・脳卒中センター
 - (a) 毎日 24時間体制
 - b 鹿児島大学病院救命救急センター
 - (a) 毎日 24時間体制

(2) 保健予防

① 業務内容

相談・健診・教室・訪問指導・給付事業等

ア 母と子の健康

母子健康手帳交付と妊産婦健康相談，乳幼児予約制・1歳6か月児・3歳児健康診査，医療機関委託による妊婦・産婦・乳幼児健康診査，新生児聴覚検査への公費助成，出産と育児についての健康教室（母親・父親になるための準備教室，育児教室），新生児・妊産婦・乳幼児の訪問指導，こにちは赤ちゃん事業，育児支援（育児相談），子どもすこやか安心ねっと（乳幼児相談窓口，すくすく親子教室，わくわく親子教室，総合発達相談会，親支援教室，フォローアップ学習会等），妊娠・出産包括支援（子育て世代包括支援センター（保健センター）の運営，母子保健支援員の配置，産後ケア，ぶれママ・ママのほっとスペース事業等），公費負担による医療費の助成（妊娠高血圧症候群や糖尿病などの妊産婦，未熟児，身体に障害を有する児，小児慢性特定疾病児，特定不妊治療を受けた夫婦の医療費・不育症治療を受けた夫婦の医療費），小児慢性特定疾病児童等自立支援

イ 歯の健康

医療機関委託による幼児の歯科健診・フッ化物塗布（乳幼児歯の健康づくり事業），成人歯科教室，寝たきり者等訪問歯科指導，歯科衛生の普及，口腔保健支援センターの運営

ウ 成人と高齢者の健康

健康相談、特定保健指導、栄養相談、訪問指導、お達者クラブ、よかよか元気クラブ、元氣いきいき検診（がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、一般健診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診）、運動普及推進員・健康づくり推進員の支援、健康づくり教室・講座（生活習慣病予防の健康教室、市民のための糖尿病講演会、認知症予防教室、ロコモ予防教室、薬の健康教室、低栄養予防教室、口腔機能低下予防教室、こころの健康教室）、慢性腎臓病予防ネットワーク事業

エ 健康づくりイベント

北部ふれあい健康まつり、東部健康づくり交流会、西部かがやき健康祭、中央ふれあい健康展、谷山健康まつり、市民健康まつり、潮風ニュータウンウォーキング、城山すそ野ウォーキング、慈眼寺ふるさとウォーキング、甲突河畔ウォーキング、花と緑の吉野公園ウォーキング

オ 疾病の感染予防

結核の感染予防対策（胸部エックス線撮影健康診断、結核医療給付、家庭訪問による療養と感染防止指導等）、予防接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、H i b 感染症、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、高齢者等のインフルエンザ、成人用肺炎球菌、ロタウイルス感染症）、感染症発生時対策及び発生動向調査、性感染症、HTLV-1、HIV、肝炎ウイルス、風しんなど特定感染症の予防対策

カ 食生活と栄養

食生活に関する相談、食に関する健康教室、食生活改善推進員の養成・活動支援、食育教室、給食施設指導、国民健康・栄養調査、特別用途食品の表示の許可申請受付、食品表示（保健事項）に関する相談

キ 心の健康

精神保健福祉相談・訪問、自立支援医療費（精神通院）受給認定申請受付等、精神障害者保健福祉手帳の申請受付等、精神保健デイ・ケア、障害福祉サービスの支給決定（居宅介護、短期入所、就労移行・継続支援、共同生活援助等）、地域生活支援事業、精神障害者相談事業、家族のための教室、ふれあい交流事業、精神保健に関する講演会等、自殺対策事業

ク 難病対策

医療講演会、難病に関する相談、指定難病医療対策事業の申請受付、骨髄バンク登録推進、難病対策地域協議会、難病ガイドブック作成配布

ケ 医療福祉相談

② 活動状況

ア 定期予防接種

（平成30年度）（単位：件）

4種混合	急性灰白髄炎 （ポリオ）	2種混合 （2期）	麻しん・風しん 混合（1・2期）	日本脳炎	結核 （BCG）	小児用 肺炎球菌
21,034	111	4,074	10,531	23,003	5,123	20,844
Hib感染症	ヒトパピローマ ウイルス感染症	水痘	高齢者等の インフルエンザ	成人用 肺炎球菌	B型肝炎	3種混合
20,818	36	9,917	87,662	14,320	15,391	1

イ 予防接種（任意接種）（平成30年度）（単位：件）

ロタウイルス	風しん（妊娠を希望する方等）
10,141	1,094

ウ 健康診査並びに保健指導等

（平成30年度）（単位：人、件）

地域保健活動 訪問指導	成人・老人 健康相談	お達者クラブ （地域介護 予防活動）	成人・老人 健康教育	面接等保 健指導	栄養改善 集団指導	健康増進 健康教育	特定保 健指導	栄養改善 個別指導
11,612	10,521	70,673	44,784	77,752	20,618	6,079	25	5,167
精神保健 福祉相談	精神保健 訪問指導	医療社会 事業相談	精神保健 デイ・ケア	妊 娠 届 出 数	妊 産 婦 健康相談	妊 婦 健康診査	産 婦 健康診査	乳 幼 児 健康診査
11,270	835	7,216	438	5,077	5,325	64,159	3,668	14,967
乳 幼 児 健康診査 （予約制）	1 歳 6 か月児 健康診査	3 歳 児 健康診査	妊 産 婦 訪 問 指 導	新 生 児 訪 問 指 導	こんには赤 ちゃん事業に よる訪問	母親・父親に なるための 準備教室	育 児 教 室	育 児 相 談
120	5,298	5,353	5,663	4,693	1,043	423	1,032	6,817
乳 幼 児 相 談 窓 口	すくすく 親子教室	わくわく 親子教室	親 支 援 教 室	親 子 ひだまり 発 達 相 談	総 合 発 達 相 談	不 妊 に 関 する相 談	性 教 育	乳 幼 児 菌 の 健 康 づ く り
2,424	2,165	278	92	551	60	26	147	15,379
精神保健福祉 に関する 普及啓発	難 病 に 関 する相 談	難 病 健康教育	難 病 に 関 する 訪 問 指 導	小 慢 に 関 する相 談・ 訪 問				
4,499	15,732	664	98	2,803				

エ がん検診等実施状況			(平成30年度) (単位: 人, %)			
区 分	対 象 者	受 診 者	受 診 率	異 常 な し	要 精 密 者	
一 般 健 康 診 査	11,938	513	4.3	-	-	
胃 が ん 検 診	130,500	10,610	8.1	9,515	1,095	
子 宮 が ん 検 診	116,700	27,944	23.9	27,529	415	
乳 が ん 検 診	101,300	15,647	15.4	14,971	676	
肺 が ん 検 診	127,900	23,911	18.7	23,401	510	
大 腸 が ん 検 診	141,200	22,851	16.2	21,272	1,579	
前 立 腺 が ん 検 診	7,500	1,157	15.4	1,073	84	
腹 部 超 音 波 検 診	130,500	17,143	13.1	16,345	798	
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	-	10,491	-	10,406	85	
骨 粗 鬆 症 検 診	11,800	2,030	17.2	1,804	226	
歯 周 病 検 診	33,442	983	2.9	358	625	

※各検診の受診者には、半日がん検診受診者を含む。 ※肝炎ウイルス検診の要精密者欄は、陽性者数。

オ 結核予防
(ア) 結核登録者数 (単位: 人)

平成30年3月末現在		平成31年3月末現在		登録者の増減
登 録 者 数	人 口 1,000 人 中	登 録 者 数	人 口 1,000 人 中	
239	0.40	251	0.42	12

(イ) 実務義務者別にみた健康診断実施状況 (平成30年度) (単位: 人, %)

種別	区 分	対 象 者	受 診 者	受 診 率	発 見 患 者 数	
定 期	実 施 主 体	事 業 者	34,829	28,548	82.0	0
		学 校 長	13,805	13,383	96.9	1
		施 設 長	3,245	3,196	98.5	1
		市 長(業態者含む)	84,300	16,857	20.0	0
	計	137,079	61,567	44.9	2	
定 期 外	患 者 家 族	615	609	99.0	16	
	そ の 他	12	12	100.0	0	
	計	627	621	99.0	16	
合 計		137,706	62,188	45.2	18	

※受診者数は、事業者等から報告のあった数のみを集計。

(3) 保健環境検査
① 業務内容
ア 臨床検査

イ 食品等検査				(平成30年度)	
ウ 環境検査					
② 活動状況					
ア 臨床検査					
区	分	検 体 数	項 目 数		
結 核 菌 検 査		0	0		
病 原 性 腸 内 細 菌 検 査		8,441	19,064		
食 中 毒 検 査		196	1,030		
感 染 症 検 査		193	193		
尿 検 査		5,791	13,159		
梅 毒 血 清 反 応 検 査		738	1,476		
淋 菌 検 査		504	504		
寄 生 虫 卵 検 査		5	5		
血 液 一 般 検 査		128	1,024		
血 液 理 化 学 検 査		680	3,185		
免 疫 血 清 検 査		1,803	1,803		
H I V 検 査		1,153	2,131		
計		19,632	43,574		
イ 食品等検査				(平成30年度)	
区	分	行 政 検 査		一 般 検 査	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
乳 及 び 乳 製 品		7	42	0	0
アイスクリーム類・氷菓		9	72	0	0
菓 子 類		74	242	1	1
肉卵類及びその加工品		79	654	6	28
魚 介 類		29	58	2	4
穀類及びその加工品		18	72	0	0
野菜・果物及びその加工品		54	132	21	66
魚 介 類 加 工 品		27	189	1	6
そ の 他 の 食 品		49	439	0	0
農産物の残留農薬		36	4,590	0	0
その他（拭き取り検査等）		136	850	0	0
飲料水適否試験		0	0	53	1,113
簡 易 水 道		140	1,820	0	0
プール水・浴場水検査		125	489	0	0
家庭用品等検査		50	110	0	0
計		833	9,759	84	1,218

ウ 環境検査		(平成30年度)			
区分		検体数	項目数		
水質	河川・水路等調査	277	6,964		
	地下水調査	131	4,899		
	海水浴場調査	28	120		
	工場排水基準監視	144	1,706		
	産業廃棄物処分場排水調査	30	915		
	錫山周辺調査	10	345		
	その他（臨時調査・苦情等）	28	1,336		
大気	自動車排ガス調査	128	128		
	酸性雨調査	92	1,549		
計		868	17,962		
(4) 食肉衛生検査					
① 業務内容					
ア 牛・豚等の生体検査，内臓検査，枝肉検査					
イ 精密検査：病理，微生物，理化学検査					
ウ 衛生指導					
② 活動状況					
ア 畜種別と畜検査頭数及び処分頭数 (平成30年度)					
畜種	牛	馬	豚	計	
検査頭数	15,112	0	220,685	235,797	
全部廃棄	頭数	115	0	971	1,086
	%	0.76	0	0.44	0.46
(5) 保健・急病センター					
① 施設の概要					
所在地	鴨池二丁目22番18号				
敷地面積	1,931.15㎡				
延床面積	4,013.67㎡				
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建				
② 施設の内容					
ア	夜間急病センター	1階	}	※詳しくは、P230を参照	
イ	鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局	1階			

ウ 精神保健福祉交流センター 2階・3階 ※詳しくは、P194を参照
精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対
する理解と相互交流を深めることを目的とした施設

閉館日 毎週火曜日・12/29～1/3

開館時間 午前9時～午後9時

主な施設 交流スペース、多目的ルーム、相談室、デイケア室、調理室、
音楽ルーム等

エ 保健環境試験所 3階・4階・5階

各種検診の臨床検査、食品等の検査、大気・水質等の環境検査及び感染症・
食中毒発生時の原因物質の検査を行う施設

検査内容

- ・臨床検査 各種健康診査の診断資料として、尿検査・検便・血液検査・
喀痰検査などを実施
- ・食品検査 食品検査・飲料水検査などを実施
- ・環境検査 河川水・工場排水等の水質調査、自動車排出ガス調査、酸性
雨調査などを実施

<× ㄷ>